

令和6年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和6年10月9日（水）14:00～16:00

場所：大分県庁 本館2階 正庁ホール

次 第

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

(1) 大分県こどもの生活実態調査について 【資料1】…【資料6】①

(2) 大分こどもまんなかプラン（第5期計画）について

- ・プラン名称、計画構成 【資料2】…【資料6】②
- ・素案（各論編） 【資料3】…【資料6】③
- ・個別事業ごとの評価指標（案） 【資料4】…【資料6】③
- ・総合的な評価指標 〃 【資料6】④

(3) 今後の策定スケジュールについて 【資料5】

4 閉 会

<配布資料>

- 資料1 大分県こどもの生活実態調査
- 資料2 第5期計画の構成
- 資料3 第5期計画の素案（各論編）
- 資料4 第5期計画の個別事業ごとの評価指標（案）
- 資料5 今後の策定スケジュール
- 資料6 [これまでの意見] 県民会議における意見の反映状況
- 資料7 [今回の事前意見] 委員からいただいた意見<当日配布>

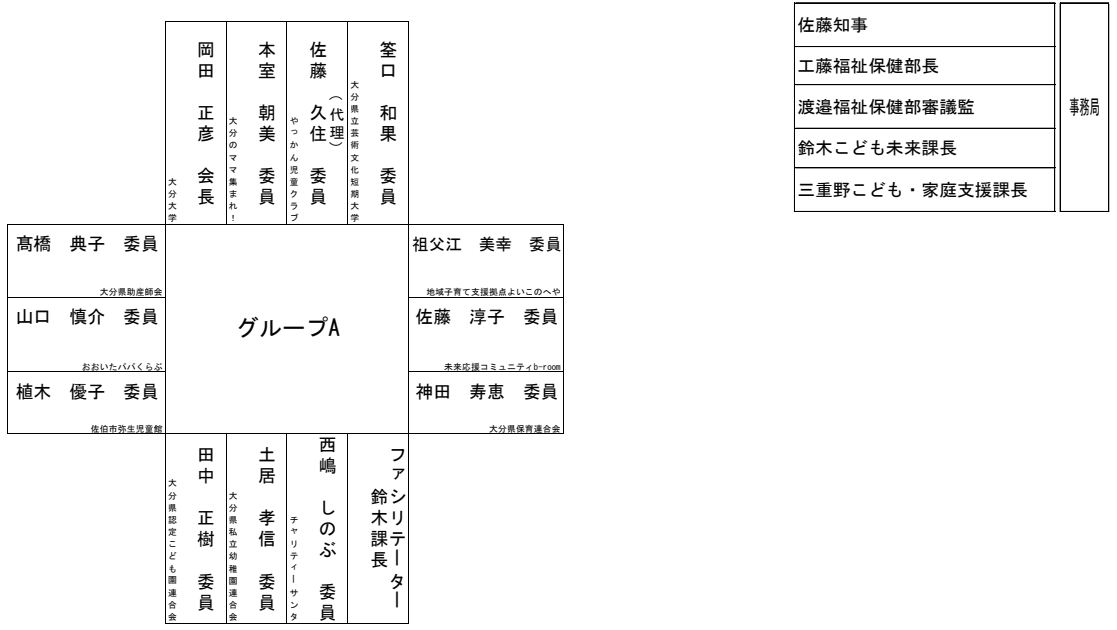
おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和7年5月31日まで

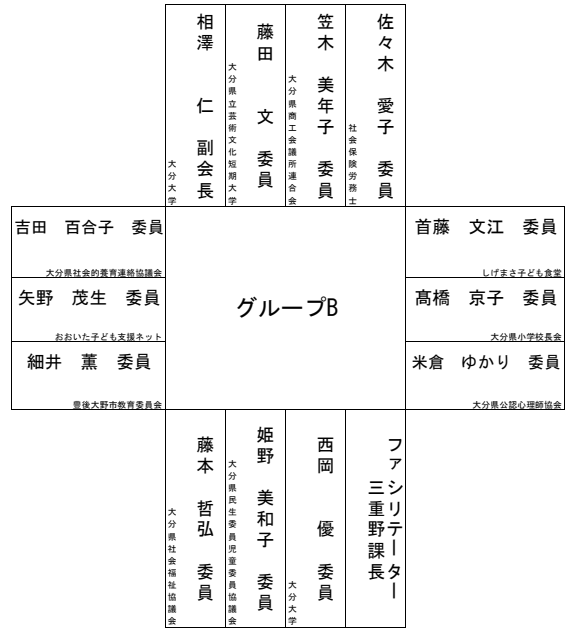
分野	氏名	所属・勤務先等	備考
学識経験者	ふじた あや 藤田 文	大分県立芸術文化短期大学情報コミュニケーション学科 教授	
	おかだ まさひろ 岡田 正彦	大分大学教育マネジメント機構 教授	会長
	あいざわ ひとし 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	副会長
地域福祉	ふじもと てつひろ 藤本 哲弘	大分県社会福祉協議会 事務局長	
	ひめの みわこ 姫野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表	
	よねくら ゆかり 米倉 ゆかり	大分県公認心理師協会 理事 大分県教育委員会 スクールカウンセラー	
子育て支援	うえき ゆうこ 植木 優子	佐伯市弥生児童館 館長	
	や の しげき 矢野 茂生	NPO法人おおいた子ども支援ネット	
	おかべ ふくみ 岡部 富久美	やっかん児童クラブ クラブ長 宇佐市放課後児童クラブ連絡協議会 会長	[代理] 佐藤 久住
	しゅとう ふみえ 首藤 文江	NPO法人しげまさ子ども食堂 事務局長	
	そぶえ みゆき 祖父江 美幸	地域子育て支援拠点よいこのへや 子育て支援員	
小児医療・母子保健	あんどう あきかず 安藤 昭和	大分県医師会 常任理事	欠席
	たかはし のりこ 高橋 典子	大分県助産師会 会長	
社会的養育	よした ゆりこ 吉田 百合子	大分県社会的養育連絡協議会 理事	
	ひきた さやか 引田 沙耶香	児童養護施設 清浄園 指導員	欠席
保育・教育	かんだ としえ 神田 寿恵	大分県保育連合会 理事・研修委員長 すみれこども園 園長	
	たなか まさき 田中 正樹	大分県認定こども園連合会 事務局長	
	どい たかのぶ 土居 孝信	大分県私立幼稚園連合会 会長 認定こども園 双葉こども園 双葉ヶ丘幼稚園	
	たかはし きょうこ 高橋 京子	大分県小学校長会 研究副部長	
	ほそい かおり 細井 薫	豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー 大分県社会福祉士会 子ども家庭支援委員会	
保護者	やまぐち しんすけ 山口 慎介	おおいたパパくらぶ 代表	
	もとむろ あさみ 本室 朝美	大分のママ集まれ！ 代表 合同会社co-e connect 代表社員	
若者(大学生)	うげち のどか 釜口 和果	大分県立芸術文化短期大学 学生	
	にしおか ゆう 西岡 優	大分大学 学生	
雇用労働	かきぎ みねこ 笠木 美年子	大分県商工会議所連合会	
	ささき あいこ 佐々木 愛子	社会保険労務士	
公募	さとう あつこ 佐藤 淳子	未来応援コミュニティb-roomぶる一む代表	
	にしじま しのぶ 西嶋 しのぶ	NPO法人チャリティーサンタ大分支部代表	

令和6年度 第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議配席図

(正面)



佐藤知事
工藤福祉保健部長
渡邊福祉保健部審議監
鈴木こども未来課長
三重野こども・家庭支援課長



ご欠席
安藤 昭和 委員
(大分県医師会 常任理事)
引田 沙耶香 委員
(児童養護施設 清浄園)

報道機関 傍聴席

入口

【資料1】大分県こどもの生活実態調査結果について

調査概要

- (1) 調査対象 小学5年から高校3年までの全8学年
小学5年と中学2年の保護者
- (2) 調査期間 令和6年6月21日～同年7月19日
- (3) 調査方法 無記名のWeb調査
- (4) 設問数等 児童生徒:最大66問、保護者:最大26問
- (5) 回答率 子どもの生活実態調査 71.8%
ヤングケアラー実態調査 84.3%

項目	調査対象者	回答数	回答率(前回との差)		前回調査
			回答数	回答率	
子どもの生活実態調査	児童生徒(小5・中2)	39,012人	17,648人	90.4% (+2.6)	R元年度
	保護者(小5・中2)		10,389人	53.2% (Δ30.5)	
ヤングケアラー実態調査	児童生徒(小5～高3)	78,826人	66,474人	84.3% (+12.3)	R3年度
合計(実人数)		98,332人	76,863人	78.1%	

・子どもの生活実態調査：保護者については前回は学校が紙媒体でとりまとめたため、今回はWebによる個人回答に変更したため、回答率が低下。
・ヤングケアラー実態調査：教育部門と共管したことで回答率が上昇。

1 こどもの生活実態調査

(1) こどもの意見 (※対象者は小5～高3に実施)

①大人や環境への認識

<日頃大切にされているか>
「そう思う、どちらかといえば」
93.4%

<大人は意見を聞いてくれるか>
「聞いてくれる、どちらかといえば」
93.6%

<遊びや体験機会の充実度>
「十分ある、ある程度ある」
87.7%

②自分への認識

<自分らしさはあるか>
「そう思う、どちらかといえば」
84.3%

<今の自分が好きか>
「そう思う、どちらかといえば」
71.1%

生活の満足度
10段階評価で平均8点
(おおむね満足度の高い6点以上は全体の83.4%)

③将来への認識

<将来設計を考えた機会の有無>
「考えた機会がある」
74.3%

<将来に明るい希望を持っているか>
「希望がある、どちらかといえば」
79.4%

④結婚・子育てへの認識

<将来、結婚したいと思うか>
「結婚したい」 「結婚したくない」
50.7% 10.2%

<こどもは、何人欲しいか>
「0人」 「1人」 「2人」 「3人以上」
17.9% 15.4% 44.1% 19.5%

0人を含む平均値：1.71人
0人を除く平均値：2.10人

(2) 保護者の意見

現在の暮らしぶり

区分	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
割合(%)	9.2	28.4	51.5	9.0	1.3
前回との差	Δ0.2	Δ0.3	Δ0.5	+1.2	+0.5

約5割が普通と感じている一方で、約4割弱の家庭が苦しいと回答。

子育てに必要な援助について(上位5つ)

区分	保育や学費の軽減	手当の充実	医療・健康サポート	奨学金制度の充実	放課後の学習支援
割合(%)	60.8	52.8	29.1	27.1	18.1
前回との差	+6.1	+4.8	Δ9.2	+7.6	Δ0.6

保育料等軽減、手当充実など経済的な支援を求める内容が上位を占めた。また、医療サポートや放課後の学習支援を求める回答も上位にあがった。

塾や習い事について

区分	スポーツ	学習塾 進学塾	学校の 部活動	絵画・音楽などの 芸術の習い事	英会話・珠算 などの習い事	していない
割合(%)	40.8	25.7	21.4	20.5	13.6	19.0
前回との差	Δ2.4	Δ3.2	-	+6.4	Δ0.5	Δ4.4

スポーツや塾に通う割合が減少し、芸術に関する習い事の割合が増加。通っていないこどもは約2割と減少。

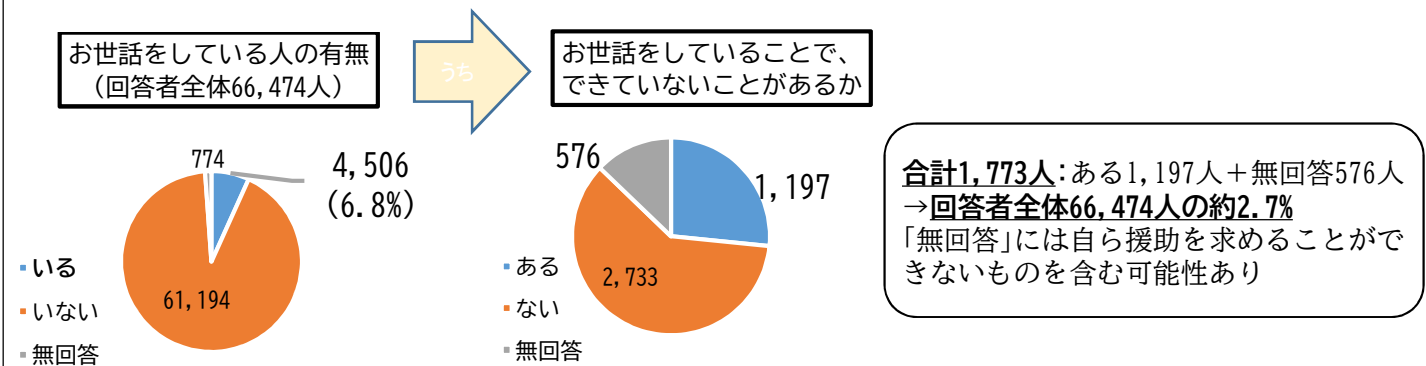
今後の取組み

- 現行計画に引続き、次の4つの基本方針で総合的に支援を行う。
- 教育の支援
 - 生活安定への支援
 - 保護者の就労支援
 - 経済的支援

2 ヤングケアラー実態調査

(1) 調査結果の概要

①回答者の約**2.7%** (1,773人)が、「世話をしているためにやりたいけれどできていないことがある」と回答または「無回答」である。
この割合を、今回の調査対象者 (78,826人) に当てはめると、**世話をしていることで困りごとを抱えている (ヤングケアラー状態の) 児童生徒が県内で少なくとも約2,100人いるものと推計される。**
(R3調査では、約1.3%、約1,000人と推計)



お世話をしている人(複数回答)

続柄	割合 (前回との差) %
兄弟姉妹	70.5 (+ 7.6)
母	32.6 (+10.0)
父	23.7 (+17.1)
祖母	15.2 (+ 5.6)
祖父	10.2 (+ 4.8)

お世話の内容(複数回答)

内容	割合 (前回との差) %
家事(食事の準備、掃除、洗濯)	48.7 (+ 6.9)
話し相手になる	44.5 (+22.0)
兄弟姉妹の世話や保育所等の送迎	27.9 (+ 9.6)
入浴やトイレのお世話	27.4 (Δ 3.1)
外出の付き添い	25.7 (+ 2.1)
目が離せない家族の見守り	17.4 (Δ29.7)

②ヤングケアラー認知度は約**66.0%**とR3調査より**向上** (R3:約29%)
 (ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ(複数回答)
 学校61.7%、テレビや新聞等49.7%、SNS等28.7%、広報・チラシ等24.7%、友人等5.4%、イベント3.7%)

③ヤングケアラーの約**48.0%** (852人)が、「相談経験がない」と回答。
この割合を全体に当てはめると、**ヤングケアラー2,100人のうち相談経験がない児童生徒が少なくとも約1,000人いるものと推計される。**
 (相談するほどの悩みではない73.9%、状況が変わると思わない7.0%、話しにくい6.5%、知られたくない4.9%、誰に相談するのか分からない4.4%、相談できる人が身近にいない2.2%)

お世話のためにできていないこと(複数回答)

内容	割合 (前回との差) %
自分の時間がとれない	14.2 (Δ4.0)
宿題や勉強をする時間がとれない	9.5 (Δ2.6)
睡眠時間が十分にとれない	7.9 (Δ3.2)
友人と遊ぶことができない	6.9 (Δ3.4)
遅刻や早退、登校できない	3.3 (-)
特になし	60.7 (+2.4)
無回答	12.8 (+2.3)

周囲が早期に気づき、こどもの状況に応じた支援につなぐとともに、支援を行いながら家庭状況を見守ることが重要

(2) これまでの取組み

R3年度	実態調査により約1,000人存在と推計
R4年度	専用相談窓口(電話・SNS)の設置、児童・生徒に相談先カード配布
R5年度	・県庁に専門アドバイザーを配置、教員など支援者向け研修会の開催 ・全市町村に相談窓口設置(178件の相談、うち49件を福祉サービス等につなぐ)
R6年度	2回目の実態調査実施

(3) 今後の検討事項

- ・市町村相談支援体制の更なる充実に向けた検討
- ・専門アドバイザーの配置効果の検証と継続配置の検討

①こどもの意見反映等について 参考資料

■「こどもの意見聴取」の項目設定時に参考とした国等調査の一覧 ■

- ① こどもの意見聴取に係る項目については、こども大綱の数値目標及び把握指標等を参考に設定しました。
- ② こどもの意見聴取に係る項目については、今回は初めての調査となるため、前回数値との比較はできません。
- ③ 県と国等の調査における数値の比較は、各調査の実施時期・対象・手法等が異なる点に留意する必要があります。

こどもの生活実態調査（小5～高3）			参考とした国等調査			
No.	項目	県調査の数値	同種項目における 国等調査の数値	こども大綱		国等調査の名称
				数値目標	把握指標	
1	日頃 大切にされているか	そう思う どちらかといえば 93.4%	[※1] 15.7%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
			80.8%	—	—	こども家庭庁(2023) 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」
2	大人は意見を 聞いてくれるか	聞いてくれる どちらかといえば 93.6%	[※2] 20.3%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
			88.2%	—	—	日本財団、こども家庭庁(2023) 「こども1万人意識調査」
3	遊びや体験機会の 充実度	十分ある ある程度十分ある 87.7%	40.4%	—	○	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
4	自分らしさがあるか	そう思う、 どちらかといえば 84.3%	84.1%	○ 90.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
5	今の自分が好きか	そう思う どちらかといえば 71.1%	60.0%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
6	生活の満足度	10段階評価で平均8点 7点以上：76.1% 6点以上：83.4%	7点以上：60.8%	○ 70.0%	—	OECD[経済協力開発機構](2022) 「生徒の学習到達度調査」

※1：こども家庭庁の調査における設問：「こどもまんなか社会の実現に向かっているか」

※2：こども家庭庁の調査における設問：「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえているか」

①こどもの意見反映等について 参考資料

■「こどもの意見聴取」の項目設定時に参考とした国等調査の一覧 ■

- ① こどもの意見聴取に係る項目については、こども大綱の数値目標及び把握指標等を参考に設定しました。
- ② こどもの意見聴取に係る項目については、今回は初めての調査となるため、前回数値との比較はできません。
- ③ 県と国等の調査における数値の比較は、各調査の実施時期・対象・手法等が異なる点に留意する必要があります。

こどもの生活実態調査（小5～高3）			参考とした国等調査			
No.	項目	県調査の数値	同種項目における 国等調査の数値	こども大綱		国等調査の名称
				数値目標	把握指標	
7	将来設計を考えた 機会の有無	考えた機会がある 74.3%	51.8%	—	○	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
8	将来に明るい希望を 持っているか	希望がある どちらかといえば 79.4%	66.4%	○ 80.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
9	将来、 結婚したいと思うか	結婚したい 50.7%	結婚したい 男性：81.4% 女性：84.3%	—	○	国立社会保障・人口問題研究所(2021) 「出生動向基本調査」
10	こどもは、 何人欲しいか	0人を含む平均値 1.71人	希望こども数 男性：1.82人 女性：1.79人	—	○	国立社会保障・人口問題研究所(2021) 「出生動向基本調査」

【資料2】「大分子どもまんなかプラン」(第5期計画)の構成

■ 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間、
県民意見等の反映

〈こどもまんなか社会〉

こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義されている。

■ I 総論編

第1章 こども・子育ての現状

第2章 前期計画(第4期)の進捗状況

第3章 計画の基本的な考え方・施策体系

第4章 計画の評価体系

第5章 推進にあたって

(家庭や地域、学校、企業等の役割、県の役割)

■ II 各論編

※右欄に記載

■ III 子ども・子育て支援法第62条に基づく事項

■ IV 資料編

各論編

第1章 こども・若者の持続的
幸福(ウェルビーイング)の実現
に向けた社会全体の意識づくり

- ①社会全体の意識づくり
- ②こどもの人権を尊重する意識づくり
- ③男女共同参画に関する意識づくり

第2章 こどもの健やかな
成長と母親の健康を支える
環境づくり

- ①こどもや母親の健康づくり
- ②思春期からの健康づくり
- ③こどもの病気への支援
- ④食育の推進

第3章 こどもの生き抜く
力を育む機会づくり

- ①こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進
(幼児教育の充実、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼と対話に基づく学校運営の実現)
- ②家庭や地域の教育力の向上

第4章 様々な困難を抱える
こどもと親への支援

- ①児童虐待に対する取組の強化
- ②児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実
- ③こどもの貧困対策の推進
- ④ひとり親家庭への支援
- ⑤いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第5章 多様性を尊重し受け
容れる社会づくり

- ①障がい児への支援
- ②在住外国人の親とこどもへの支援

第6章 将来の見通しを持つ
ことができ、結婚、妊娠・
出産の希望が叶う環境
づくり

- ①結婚、妊娠・出産への支援
- ②若者の就労支援

第7章 地域ぐるみでこども
を育む環境づくり

- ①地域子育て支援サービスの充実
- ②幼児期の教育・保育の環境整備
- ③子育て支援者の育成
- ④子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- ⑤子育て支援のネットワークづくり

第8章 安心してこどもを
生み育てながら働ける環
境づくり

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男性の家事・育児の推進
- ③女性の就労支援

第9章 こどもまんなかま
ちづくりの推進

- ①子育てしやすい生活環境づくり
- ②安心して外出できる環境づくり
- ③こどもを交通事故から守る環境づくり
- ④こどもを犯罪から守る環境づくり

【資料3】

大分子どもまんなかプラン(第5期計画) 各論編

素案

記載説明

第1章 子ども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

大きな変更箇所は緑着色

変更理由を記載

→ 子ども大綱を助案

※子どもまんなか社会＝子ども大綱において、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこども権利法に基づき、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、心身の状況、置かれた環境に応じた適切な権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義されています。

2 具体的な取組

①子ども子育て当事者等を社会全体で支える「子どもまんなか社会」の機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を広げることができるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。

委員意見反映変更箇所はピンク着色

→ ④ 資料6 P6 笠本委員からの意見反映

(3)子どもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることをできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

・男性は仕事、女性は家庭など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
・男性も女性も、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
・男性も女性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

第1章 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・「こどもまんなか社会※」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができます。
- ・こどもも大人も、全ての県民が、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ・こどもや子育て当事者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めます。
- ・若い世代が、こどもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。

※こどもまんなか社会＝こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義されています。

→ ① こども大綱を勘案

2 具体的な取組

①こどもと子育て当事者等を社会全体で支える「こどもまんなか社会」の機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。

②こどもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。

③「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。

→ ② 条例の改正による変更

④青少年の健全育成を図るため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」を適切に運用するとともに、条例で規定した「青少年の日(毎月第3金曜日)」等における県民の責務について啓発を推進します。

→ ③ 「青少年の健全な育成に関する条例」の適切な推進

第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・こどもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。
- ・こどもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。
- ・こどもが、こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1)こどもの権利についての普及・啓発

①こどもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。

②こどもが、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、こどもの保護や支援に当たっては、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

③こどものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。

④いじめや虐待等こどもの現状について、認識を深めるとともにこどもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2)こどもの人権に関する学習の推進

①こどもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル(技能)や態度の育成を図ります。

②こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3)こどもの自尊感情の醸成

→ ④ 資料6 P6 笠木委員からの意見反映

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※ 「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
- ・男性も女性も、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
- ・男性も女性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

①家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発を行います。

→ ⑤ 県政重点方針にも記載

②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性同士が家事や育児について交流できる場を創出する取組を推進します。

③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合

管理的職業従事者に占める女性の割合

第2章 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり

第1節 こどもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・妊産婦が、安心して健診を受けることができます。
- ・妊娠中及び出産後の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・こどもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感を持つことで愛着形成を促せます。
- ・こどもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1)安全・安心な妊娠・出産環境の確保

①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。

②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。

③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。

④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。

⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、悩みや困りごとを抱えている若者等に対し、産科医療機関への同行支援や初回産科受診料支援等により、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。また、近隣に産科医療機関がない妊産婦への交通費支援を行い妊産婦の経済負担の軽減を図ります。

→ ⑥ 妊産婦健診等支援事業

⑥精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。

⑦「妊産婦に対し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、本人及び生まれてくるこどもの歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及啓発に努めます。」

→ ⑦ 妊婦に対する歯科保健指導の充実を
歯科口腔保健計画の推進方針としているため

(2)妊娠期からの切れ目ない支援の充実

①「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、こども家庭センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。

②妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、子育て・女性健康支援センター(おおいた妊娠ヘルプセンター)の充実を図ります。

③妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行う(「ペリネイタル・ビジット事業」等を利用する)ことで、産後うつ予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3)地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導(ペリネイタル・ビジット事業)を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

(4)こどもの健やかな発育・発達への支援

①市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。

②市町村と連携し、こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。

③心身の状態や経済的状況等により、こどもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、切れ目なく支援が行える体制の充実を図ります。

④むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。

3 数値目標

妊産婦死亡率(過去5年間の平均)

周産期死亡率(過去5年間の平均)

新生児死亡率(過去5年間の平均)

妊娠11週以下での妊娠の届出率

全出生数中の低出生体重児の割合

産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合

産後ケア事業の利用率

乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)

乳幼児健康診査の受診率(3歳)

- 3歳児でむし歯のない者の割合
- 12歳児1人あたりのむし歯本数
- 妊娠中の妊婦の喫煙率
- 育児期間中の母親の喫煙率
- 育児期間中の父親の喫煙率

第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期のこどもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期のこどもが、自分の健康に関する興味関心や、適切な健康習慣、性の知識を身につけた上で、将来のライフイベントを見据え、自らのライフデザインを描くことができます。
- ・思春期のこどもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

→ ⑧ プレコンセプションケアの推進

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター(子育て・女性健康支援センター)において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

- ・保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

(3) 学校保健における指導の充実

- ① 学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実を図ります。
- ② 健康相談に係る研修を通じた養護教諭の資質向上を図り、こどもの気持ちに寄り添った支援を行います。
- ③ 心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において学校保健計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④ 性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した組織的な対応を徹底します。

3 数値目標

十代の人工妊娠中絶率

第3節 こどもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心してこどもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・こどもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要なこどもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ① 休日・夜間におけるこどもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ② 地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。

③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2)早期治療の促進等

①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、こどもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。

②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。

③長期に療養が必要なこども(小児慢性特定疾病児童等)及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。

④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

小児の二次救急医療体制の整備率(整備済医療圏数/医療圏数)

第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にすることが生まれます。

2 具体的な取組

(1)食を通じた家族や地域のふれあい

①家族や仲間と一緒に料理や食事をする事を通じて、食の楽しさを伝えていきます。

→ ⑨ 第4期食育推進計画に記載

②こども食堂など地域の共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2)望ましい食習慣の定着

①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。

②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や若者世代向けの講習会などを通じ、地域の栄養・食生活の課題解決のため、こどもから高齢者に対する食育を推進します。

③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。

④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した食に関する指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。

⑤家庭の事情から食習慣に問題があるこどもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールソーシャルワーカーや地域の関係機関等と連携して必要な相談指導や支援を行います。

(3)地域の食文化の継承

①おおいた食育人材バンク登録者などの食育の実践者や団体が、こどもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。

②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

第1項 幼児教育の充実

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

①幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員等を対象に、架け橋期のカリキュラムに関する研修会を実施します。

→ ⑩ 架け橋期のカリキュラムの作成が求められているため

②幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。

③幼児教育・保育の振興と質の向上を図るため、市町村幼児教育アドバイザーを育成し、配置を推進します。

3 数値目標

架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合

第2項 確かな学力の育成

1 めざす姿

・こどもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
・学力向上会議等の実施により、学校・家庭・地域が連携・協力してこどもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1)小・中学校の学力向上対策に係る支援

①こどもの学力や学習状況に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導の工夫や改善を行います。

②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。

③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2)各市町村教育委員会に対する支援

①市町村学力向上アクションプランの達成や学校全体による組織的な授業改善の取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。

②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】

児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】

第3項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切にすする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・こどもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・こどもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・こどもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1)道徳教育の充実

→ ⑪ 資料6 P6 笠木委員からの意見反映

- ①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えたこどもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。
- ②児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2)文化芸術活動の充実

こどもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(3)読書活動の充実

- ①こどもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②こどもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書(子ども読書リーダー)」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③こどもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④大分県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、小・中・高等学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデイ)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣します。また、読書活動に役立つ情報を発信します。

(4)体験活動の充実

- ①「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日のこどもの多様な体験活動を充実させます。
- ②県立青少年の家などの青少年教育施設において教育課程を踏まえた体験活動のプログラムを充実させるとともに、不登校の児童生徒を対象とした自然体験・生活体験プログラムを充実させます。また、活動に必要な施設などについて、児童のニーズに合わせた整備・更新を行い、安心して学べる機会の提供に努めます。
- ③こどもたちの科学や技術への興味・関心を高める体験型子ども科学館O-Laboの取組を県内全域へ拡げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。

3 数値目標

読書が好きな児童生徒の割合(小5)

読書が好きな児童生徒の割合(中2)

読書が好きな児童生徒の割合(高1)

第4項 健やかな体の育成

1 めざす姿

- ・こどもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・こどもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

①児童生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校、小学校体育担任制専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図ります。

②こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を促進します。

→ ⑫ 現行の取組内容の反映による変更

③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「1校1実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。

3 数値目標

児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小5)

児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中2)

第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

1 めざす姿

- ・学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が一体となってこどもたちを育むことができます。
- ・保護者や地域住民との連携・協働により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者や地域住民の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、地域の強みや特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1)地域とともにある学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましいこどもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)の取組などを通じて、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④学校・家庭・地域が目標の達成や課題の解決に向けて協働する「コミュニティ スクール(学校運営協議会制度)」と、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる多様な地域人材が参画する教育活動(地域学校協働活動)の一体的な推進を図ります。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2)信頼される学校づくりの推進

- ①学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3)安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②GIGAスクール構想の実現に向けて、整備されている学校ICT環境(児童生徒1人1台端末や高速通信ネットワーク、電子黒板等)の着実な更新を進めます。

→ ⑬ 多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された

- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型コロナウイルス感染症など新興感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合(小・中学校)

地域の高校(大分市・別府市を除く)における学校運営協議会の設置割合

第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・子どもにとって、地域における活動の場が充実したり、森林や自然に対する理解が深まります。
- ・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、子どもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1)家庭の教育力の向上

- ①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組や各種研修、県ホームページにおける情報提供などをおして支援を行います。

※ 「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ①学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーター(地域学校協働活動推進員)の配置と資質向上等を図ります。

②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の小中学校等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。

- ③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。

④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子技能ふれあい広場」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定2・3級資格取得のための技術指導を行います。

- ⑤子どもたちのものづくりと科学への関心をつなげ、発明につながる創造性を育むために、少年少女発明クラブに対して活動支援や地域の指導者の育成を行い、発明品の発表の場として「大分県発明くふう展」を開催します。

⑥子どもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-Laboにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。

⑦子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「子どもエコクラブ」の結成を促進します。

また、幼・小・中・高校生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。

→ ⑭ 幼稚園生等を対象とした派遣もあるため追加

⑧森林や自然に対する子どもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣や、子どもたちが木のおもちゃなど木製品とふれあうことで木材への親しみを深める「木育」等による森林・林業教育を推進します。

⑨子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。

⑩「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会や家庭教育支援チームの設置を促進し、家庭教育に関する地域課題の解決と保護者支援を行います。

⑪地域づくりを牽引する人材を育成するため、青少年団体への活動支援を行うとともに、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催に取り組みます。

3 数値目標

大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数

家庭教育を支援する取組を行う組織の数

第4章 様々な困難を抱える子どもと親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をつくります。
- ・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図られます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

①児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知に取り組みます。

②医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。

③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

④子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、その必要な支援に係る業務全般を行う「子ども家庭センター」の設置を促進します。

→ ⑮ 改正児童福祉法による取組の追加

⑤要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定子ども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。

⑥児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。

(2)児童相談体制の強化

①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。

②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。

③心理的・精神的問題を抱えるこどもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童相談所に勤務する精神科医師の配置体制を強化するほか、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。

→ ⑯ R5.1中津市死亡事例検証報告を受けた児相の体制強化を反映

④中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図るほか、居室の個室化等の環境改善を行います。

→ ⑰ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(内閣府令:R6.4~)への対応

⑤児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。

⑥「児童家庭支援センター」における、地域におけるこどもや家庭に関する相談対応、児童相談所及び市町村をはじめとする関係機関と連携した支援等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3)児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

(4)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

→ ⑱ こども大綱を勘案

3 数値目標

こども家庭センター設置市町村数

市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実

1 めざす姿

・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
・こどもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1)より家庭に近い環境での養育の推進

①地域の中で養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。

②里親が地域の理解と協力のもとにこどもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。

③親元を離れて生活するこどもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。

④里親家庭等でこどもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。

(2)児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

①できる限り良好な家庭の環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。

②特に専門的な対応を必要とするこどもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。

③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。

- ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受入れる体制を整備します。
- ⑤こどもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥児童自立支援施設(二豊学園)や児童心理治療施設(愛育学園はばたき)による、特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援を強化します。

(3)こどもの自立支援の強化

- ①社会的養護自立支援拠点事業者(児童アフターケアセンターおおいた)による生活や就労等の相談支援及び相互交流の場の提供等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。
- ②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③「児童自立生活援助事業(I型)」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4)施設や里親家庭で暮らすこどもの権利擁護と虐待の防止

①こどもの権利擁護の観点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、アドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。

→ ⑱ R5年度までのモデル事業成果を踏まえた修正

②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

家庭に代わる養育を必要とするこどものうち里親・ファミリーホームで養育するこどもの割合

里親登録数

児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率

地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数

児童家庭支援センター数

児童養護施設等の一時保護専用施設数

児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)

第3節 こどもの貧困対策の推進

1 めざす姿

- ・こどもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもたちへの教育・生活の支援や、こどもの居場所としての「こども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1)教育の支援

- ①学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開
学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。
また、学校で把握した支援が必要なこどもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、こどもの貧困対策の推進を図ります。
- ②幼児教育の質の向上及び保育所等でのこどもの貧困の早期発見
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携したこどもの貧困の早期発見に努めます。
- ③就学支援の充実
ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。
イ 「高校生等就学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤こどもの学習支援

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2)生活の支援

①保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

②こどもの生活支援

- ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。
- イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ウ 保護者の生活支援と一体的に居場所の確保を図ります。
- エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえヤングケアラー等への適切な支援に取り組む市町村等を支援します。

→ ⑳ 資料6 P7 矢野委員からの意見反映

③こどもの就労支援

- ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のないこども等への就労支援を行います。
- イ 「ジョブカフェおおい」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④その他の生活支援

子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

(3)保護者に対する就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4)経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生等奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5)こどもの居場所づくりの支援

- ①市町村と連携し、「こども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。
- ②開設希望者への相談対応や研修会を開催します。
- ③困りのある家庭のこどもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「こども食堂ネットワーク」を形成します。
- ④市町村の「児童育成支援拠点事業」実施を促進します。

→ ㉑ 令和6年度から児童育成支援拠点事業が法で位置づけられたため。

3 数値目標

生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率

生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率

児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率

児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率

第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭のこどもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親とこどもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。

2 具体的な取組

(1)相談体制と情報提供の充実

①相談事業の充実

- ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。
- イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

- イ ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した広報・周知を強化します。

③関係団体や地域との連携

- イ ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

→ ② 資料6 P7 植木委員からの意見反映

(2)子育てや生活支援策の充実

①保育・子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進やこどもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②生活支援サービスの充実

- ア ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。
- イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

③こどもの学習支援、就職支援の推進

- イ こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(3)就業支援の推進

①就職あっせん等の充実

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所（ハローワーク）やひとり親家庭支援プラザ（大分市）、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。
- イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

②職業能力開発への支援

- ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。
- イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

③支援機関の専門性の向上と連携の強化

- イ 母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4)養育費確保及び面会交流支援対策の充実

①広報・啓発活動の充実

- イ 養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

②養育費確保に向けた支援

- イ 養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

③面会交流の実施に向けた支援

- イ こともと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、父母の同意があった場合は面会交流を支援します。

(5)経済的支援の充実

- ①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。
- ②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

大分県母子・父子福祉センターへの相談件数

大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)

大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数

母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合

母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など、子どもに関する悩みを身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1)いじめ・不登校対策の強化・充実

- ①24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談(メール)、LINE相談、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるいじめ等相談窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、複雑ないじめ事案等については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②SNSを利用したネットいじめやネット依存等が増加している傾向から、子どもへの情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会を確保していきます。
- ⑥児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑦不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑧県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。
- ⑨1人1台端末を活用し、子どもたちが抱える不安や困りの早期認知・早期対応を図ります。

(2)ひきこもり等の若者への支援

不登校やひきこもり、就労等の社会的自立に困難な悩みを抱える青少年やその家族等に対しおいた青少年総合相談所（おいたひきこもり地域支援センター、おいた子ども・若者総合相談センター、児童アフターケアセンターおいた、おいた地域若者サポートステーション）が相談・支援を行っています。
また、社会資源WEBサイト「このゆびとまれ」を活用し、各市町村の支援情報などを広く周知するとともに、市町村等と連携を図りながら身近な地域での支援を推進していきます。

(3)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)

学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)

いじめの解消率(小学校)

いじめの解消率(中学校)

いじめの解消率(高校)

子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合

第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり

第1節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいのあるこどもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・障がいのあるこどもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないよう、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1)障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- ①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ②在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)と、障害者総合支援法による支援(居宅介護、短期入所、日中一時支援等)を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑤施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2)よりきめ細かな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援

- ①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。

②発達障がい診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

③医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他関連分野と連携する支援センターを運営するとともに、専門人材の育成やサービスの充実を図ります。

→ ㉓ R4.7月に医療的ケア児支援センターを設置し、関係機関との連携を図っているため。

④強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3)障がいのあるこどもの家庭への支援

①家族の介護負担等の軽減とこどもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。

②親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。

③障がいのあるこどもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの派遣を行い、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。

④こどもの発達に気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。

⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。

⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのあるこどもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及啓発を行います。

(4)特別支援教育の推進

①障がいのあるこども一人一人のニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成を促進します。

②障がいのあるこどもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得促進や、ICT機器の効果的な活用、外部専門家による校内研修を充実させ、指導や支援の充実を図ります。

③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。

④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのあるこどもに対する支援体制の整備・充実を図ります。

⑤発達障がい等の障がいのあるこどもへの支援・指導の方法等について助言等を行うため、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。

⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。

⑦通常の学級に在籍する障がいのあるこどもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率

第2節 在住外国人の親とこどもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親とこどもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人のこどもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

① 在住外国人の方々が安心して子育てができるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。

② 「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

① 地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。

② 異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

① 外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。

② 外国人児童生徒に関わる指導を充実するため、学校での教育支援体制の充実と教職員研修を推進します。

③ PTA活動等様々な機会を捉えて、学校で外国人児童生徒と共に学ぶ意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

→ ②④ 外国人児童生徒と共に学ぶ意義を記

第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり

第1節 結婚・妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・子どもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、適切な健康習慣や妊娠や出産、自身のからだ(生殖機能)の知識を身につけた上で、自らライフデザインを描くことができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

① 次代の親になるための意識の醸成

ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」で定める「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。

イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。

ウ これから子どもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。

エ 若い世代の男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

→ ㉔ プレコンセプションケア推進

②若者の自立への支援

ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。
なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。

イ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2)結婚支援の充実

①個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。

②OITAえんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3)妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

①妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援のため、妊娠期からのサポートが可能な「子育て世代包括支援センター」、身近な地域で子育てを応援する「地域子育て支援拠点」、子ども家庭全般に係る業務を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」等が連動する取組を推進します。

②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊、不育、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4)不妊に悩む人への支援

①「おおいた不妊・不育相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊・不育に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。

②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生むことができるような環境づくりを推進するため、不妊治療を行った夫婦を対象にした治療費の一部助成など、経済的支援を行います。

③不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及啓発を行います。

3 数値目標

出会いサポートセンター成婚数(累計)

不妊治療費(先進医療)助成件数

妊活応援検診(不妊検査費)助成件数

第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験活動等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。

②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。

③子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、子どもたちが自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生きかそうとする資質や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。

④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

若年者(45歳未満)就職率

新規高卒者の県内就職率

(農業・林業・水産業)新規就業者数

第7章 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

- ・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聞いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられます。
- ・外国人や多子・多胎児など多様なニーズに対応した子育て支援サービスを気軽に受けられ、安心して子育てができます。
- ・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・子どもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。
- ・子どもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

2 具体的な取組

①24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン(電話)0120-462-110」やLINEによる子育て相談を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。

→ ②⑥ 取組(LINE)追加

②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育てを応援する等、子育てサービスの柔軟な運用を促進します。

③主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。

④子育て支援施設や交流施設の整備など、支援環境の充実に向けた取組を促進します。

→ ②⑦ 新県長計の主な取組に合わせる

⑤利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に向く「訪問支援」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

⑥保育者への送迎や子どもの預かりなど、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。

⑦冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。

⑧認定子ども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。

⑨保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間(7日以内)子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。

⑩保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、こどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。

⑪保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。

→ ㉔ 資料6 P8 藤本委員からの意見反映

⑫子どもたちに対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

地域子育て支援拠点(こどもルーム、子育て支援センターなど)について、知っていると答えた就学前児童の親の割合

→ ㉔ 資料6 P8 祖父江委員からの意見反映

ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合

一時預かり実施保育所数

トワイライトステイ事業実施市町村数

放課後児童クラブ数

→ ㉔ 資料6 P8 藤本委員からの意見反映

指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・それぞれの地域に、子どもを安心して預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・身近な保育所や幼稚園、認定こども園は、子どもにとって安全で安心できる楽しい場所で、質の高い教育・保育が受けられます。
- ・子育て世帯の保育料の負担を軽減します。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保(待機児童ゼロに向けた取組)

①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、こどもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。

③幼稚園、保育所等を利用するこどもの安全・安心を確保するため、施設の新設・改修・増改築等、施設整備を促進します。

④認可外保育施設に入所するこどもの安全を確保するため、巡回支援や、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。

⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)」の実施を促進します。

②病気のため、通常の保育が困難な子どもを、保育所・認定こども園・病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。

③保育所や放課後児童クラブなど、それぞれの地域のニーズに沿ったサービスが利用できるよう、市町村の取組の支援や環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

①多様な保育ニーズへの対応のため、処遇改善や修学資金等の貸付け、就職マッチングの強化などにより、保育士等の確保を図ります。

②幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、幼児教育センターによるこどもの人権、教育・保育に必要な知識及び技術、安全対策等に関する研修を充実するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。

- ③保育所等の機能強化を図るため、障がいのある子どもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭や子どもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ④ICTの普及促進や保育補助者等の配置支援など働き方改革により、保育士の業務の効率化と負担軽減、保育の質の向上を図ります。
- ⑤幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。

(4)子育て世帯の保育料の負担軽減

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を行います。
- ②保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。

3 数値目標

教育・保育施設定員数(2号認定)※

教育・保育施設定員数(3号認定)※

認定こども園数

認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数

病児・病後児保育実施施設数

市町村幼児教育アドバイザー養成数

※認定区分等

1号認定

2号認定

3号認定

第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・子育てに悩んだ時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。
- ・子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながらオンラインも活用した相談やブッシュ型の情報提供を行います。

2 具体的な取組

①地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。

②幅広い年代を対象とした子育て支援活動のきっかけとなる講座を実施することで、新たな担い手の増加を図ります。

③地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。

→ ⑩ 資料6 P9 藤本委員からの意見反映

④地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。

⑤家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的に開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。

⑥保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を充実します。

⑦地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。

⑧放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。

※ 「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数(累計)

ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数(累計)

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てをすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

①住民に身近な市町村におけるきめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。

②子育て支援に関する行政情報や地域の先進的な取組事例等を県ホームページなどで紹介し、関係機関との連携や先進事例の横展開を進めます。

③必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ポータルサイト「子育てのタネ」に様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。

→ ③ 資料6 P10 佐藤委員、姫野委員からの意見反映

④地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。

⑤「おおいたNPO情報バンク(おんぼ)」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。

3 数値目標

利用者支援事業を実施している市町村数

ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)

子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合

第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・子どもや保護者、高齢者等の多世代の交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。
- ・子どもが、保護者や学校の先生以外にも話を聞いてもらったり、相談したりできる場所があります。
- ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。
- ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。

2 具体的な取組

(1)地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。

②子育て支援の充実のため、地域子育て支援拠点間の情報共有を図ります。また、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの利用促進や、スタッフの専門性の向上等に取り組めます。

(2)NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。

②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。

③地域での子育て応援を推進するため、子どもを対象に行う支援活動、子育て家庭の身体的・精神的負担軽減につながる子育て応援活動を行う団体の活動を支援します。

④高齢者による子育て支援等の地域活動の取組を支援します。

(3)こどもの居場所づくり

①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などのこどもの健全な居場所づくりを応援します。

②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等におけるこどもの安全な居場所づくりを進めます。

※ 「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場や、助け合いの仕組みづくりを支援します。

④市町村との連携による「子ども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「子ども食堂ネットワーク」の形成を図ります。

(4)地域ぐるみの交流活動の推進

①児童館が、子育て家庭や異年齢のこどもの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。

②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。

③多目的・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。

④大人がこどもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう、「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子ども変わる」県民運動に取り組みます。

3 数値目標

「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数

第8章 安心して子どもを生み育てながら働ける環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるという意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、リーフレットの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。

②働き方改革の推進を目的として開催する会議で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等につながる議論を行い、浸透を図ります。

③社会全体での多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を拡大するため、働き方改革に関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。

④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業の拡大を図ります。

⑤キャリアコンサルタントや社会保険労務士などの専門家を派遣し、女性が働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を応援します。

⑥企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。

⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。

3 数値目標

「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業数

第2節 男性の家事・育児の推進

1 めざす姿

- ・男性の家事や育児について、企業や社会の理解が深まります。
- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。
- ・家族のふれあいが増えることで、こどもの健やかな育ちに良い影響を与えます。
- ・子育てを通じて、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1)効果的な意識啓発

- ①男性の積極的な子育てについての理解や関心を深め、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育てを推進する市町村等の取組の支援を行います。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。

④夫婦で共に子育てする機運を高めるため、県内企業等に対し、働き方改革などニーズに応じて出前講座を行い、男性の子育て推進への理解促進を図ります。

→ ⑳ 資料6 P11 釜口委員からの意見反映

(2)男性の家事・育児の推進を可能とする職場環境づくり

→ ㉑ 資料6 P11 佐々木委員からの意見反映

①男性の子育て支援について取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。

②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の家事・育児の推進による企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

男性の育児休業取得率

第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況に応じて、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。さらに、「おおいた働きたい女性応援サイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。

②女性の採用や登用について一定の基準を満たす企業を認証するとともに、女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。併せて、女性のキャリア形成を支援するため、様々な業種で活躍する女性をロールモデルとして情報発信していきます。

→ ③④ 資料6 P12 植木委員からの意見反映

③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。

④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。

⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークに関する支援を行います。

⑥女性の起業へのチャレンジを支援するため、セミナーの開催や女性起業家ネットワークの構築などを進めます。また、農林水産業に従事する女性に対し、経営への参画に関する支援や、各種資金の融資を行います。

3 数値目標

女性活躍推進宣言企業数(累計)

第9章 こどもまんなかまちづくりの推進

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境が整っています。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。

2 具体的な取組

(1)安心して子育てできる住環境の確保

①子育て世帯等における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。また、県営住宅において、子育て世帯向け住戸整備や子育てしやすい間取り・設備への改修を行います。

②子どもの成長や家族構成の変化に応じて間取りを変更できる住宅の普及や、子ども部屋のリフォーム支援を行います。また、空き家等の既存ストックを活用した子育て世帯向け住宅の供給を促進します。

③子育て世帯への居住支援体制の充実、地域交流スペースの確保や子育て世帯が利用できる居場所(サードプレイス)づくりの促進により、つながり支え合いながら子育てできる住環境の実現に向けた取組を推進します。

→ ㊸ 大分県では、市町村ごとの居住支援体制確立と支援実施を目指し、令和3年度より取組を強化し、推進を図っているため

(2)良好な生活環境の確保

①地域の子育て環境の改善を図るため、公営住宅の整備に当たっては、地域住民の利用に配慮した子育て支援施設の配置等に努めます。

②河川や海などの水質を保全するため、地域の特性に応じた下水道や農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理の取組を推進します。

③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。

④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て世帯や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・子どもが、家族や友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1)子育てバリアフリー化の推進と情報提供

①ユニバーサルデザインについて、県民への意識の醸成を推進するための普及・啓発に努めるとともに、WEBサイト「おおいたユニバーサルデザインマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行います。

②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビーベッド・ベビーチェアを備えたトイレの設置促進を行うなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。

③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。

④公共施設や商業施設等の「障がい者等用駐車区画」を、妊産婦の方も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の協力施設の拡大と利用マナーの向上に取り組めます。

⑤子ども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、子どもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2)安全な遊び場の整備

①都市公園の遊具や運動施設等について、利用者のニーズに合わせた整備・更新を行い、子どもが元気に安心して遊べる、にぎわいのある公園づくりを進めます。また、子どもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりも進めます。

②「るるパーク」を活用し、豊かな自然と親しみながら、アウトドア体験や体験農園などを通して農山村の魅力を発信し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供します。

3 数値目標

大分あったか・はーと駐車場協力区画数

→ ⑳ 資料6 P13 本室委員からの意見反

1人あたりの都市公園等面積

第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故のない道路交通環境が整備されています。
- ・地域で子どもを見守っていくための取組が充実しています。
- ・子どもが正しい交通ルールを学べます。

2 具体的な取組

(1)安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路及び保育所等の園外移動経路の合同点検を実施し、信号機の整備、歩車分離式信号機の検討、横断歩道の更新等、安全・安心な道路交通環境の整備を推進します。

(2)交通安全活動の推進

①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。

②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

③子どもの自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児同乗用自転車の安全利用等についての指導・安全教育、交通ルールの遵守を推進します。

④全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい利用の徹底を図る為、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

通学路合同点検の要対策箇所対策率(%)

通学路合同点検の実施回数(累計)

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、こどもを犯罪から守ります。
- ・こどもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、こどもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1)こどもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

ア こどもを犯罪から守るため、県民や事業者等と連携して、こども達を見守る目を増やします。また、通学路や公園等の危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。

イ 緊急時にこどもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。

ウ 学校や地域と連携し、こどもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。

エ 登下校時におけるこどもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。

オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。

カ 学校におけるこどもの安全確保・こどもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。

キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

ク 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく深夜外出の制限等やスマートフォンのフィルタリング設定に関する趣旨の周知を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。

→ ⑳ 青少年健全育成基本計画による追加

ケ 暴走族等に対する指導取締りを行うとともに、関係機関や団体と連携して暴走行為等を許さない社会環境を醸成します。暴走行為等で検挙した少年には、暴走グループからの離脱や再犯防止に向けた支援指導を行います。

②こどもの福祉を害する犯罪対策

ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となって広報啓発活動に取り組むとともに、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害興行・図書・がん具の指定や立入調査を推進し、青少年を取り巻く有害環境の一扫等を行います。

イ 児童ポルノの製造や児童買春、少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

(2)こどもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。

イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

②インターネット安全利用の教育推進

ア 学校と連携して、子どもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用について家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発するとともに、出会い系サイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を介した被害防止対策を推進します。

イ 子どもたちが、インターネット上で消費者トラブルに巻き込まれるケースが絶えないことから、児童、生徒、教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通して、子どもたちが安全・安心にインターネットが利用できるよう情報モラル教育を推進します。また、教職員や保護者等に対して、情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての研修等を実施し、校内で児童生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。

イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。

ウ こどもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。

エ 非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

→ ⑳ 青少年健全育成基本計画による追加

(3)犯罪被害に遭った子どもへの支援

①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。

②犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。

③県警広報課の犯罪被害者支援室及び(公財)大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

ヤングサポートパトロール実施回数(累計)

フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)

インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合

→ ㉑ 資料6 P13 米倉委員からの意見反映

【資料4】大分子どもまんなかプラン（第5期計画）の個別事業ごとの評価指標（案）について

		新たな指標		見直した指標					
新章	新節	第4期プラン時	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)	
		ページ							
第1章 子ども・若者の持続 的幸福感(ウェル ビーイング)の実 現に向けた社会全 体の意識づくり	(2)子どもの人権を尊重 する意識づくり	37	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5	100	
	(3)男女共同参画に関 する意識づくり	39	2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4	R7審議会で検討	
		39	3	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R4	23.4	
第2章 子どもの健やかな 成長と母親の健康 を支える環境づく り	(1)子どもや母親の健康 づくり	/	4	妊産婦死亡率(過去5年間の平均)	出生千対		R5	3.2より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国3.2)	
		50	5	周産期死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	R6.9公表予定	R5	3.8より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R5全国3.8)	
		/	6	新生児死亡率(過去5年間の平均)	出生千対		R5	0.8より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国0.8)	
		50	7	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上 (R4全国94.4)	
		50	8	全出生数中の低出生体重児の割合	%	R6.9公表予定	R5	9.4より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国9.4)	
		/	9	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	%		R5	9.7より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R3全国9.7)	
		/	10	産後ケア事業の利用率	%		R5	全国水準以下 (R3全国6.1)	
		50	11	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上を維持 (R4全国96.3)	
		50	12	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上 (R4全国95.7)	
		50	13	3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表予定	R5	94%以上	
		50	14	12歳児1人あたりのむし歯本数	本	R6.11月頃公 表予定	R5	0.6本より低い方が達成率は高い 0.6本	
		50	15	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	0.0	
		50	16	育児期間中の母親の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	5.3より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国5.3)	
		50	17	育児期間中の父親の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	30.8より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国30.8)	
		(2)思春期からの健康 づくり	51	18	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	R6.9公表予定	R5	3.6より低い方が達成率は高い 全国水準以下 (R4全国3.6)

新章	新節	第4期プラン時	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
		ページ						
第2章 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	(3)こどもの病気への支援	53	19	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数/医療圏数)	%	100	R5	100.0
	(4)食育の推進		20	月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5	100.0
第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり	(1)-①幼児教育の充実		21	架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5	48.0
	(1)-②確かな学力の育成	104	22	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102	R5	102
		104	23	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	98	R5	101
	(1)-③豊かな心の育成		24	読書が好きな児童生徒の割合(小5)	%	69.5	R5	75.8
			25	読書が好きな児童生徒の割合(中2)	%	62	R5	69.8
			26	読書が好きな児童生徒の割合(高1)	%	61.3	R5	69.5
	(1)-④健やかな体の育成委		27	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小学校5年)	%	78.7	R5	82.5
			28	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中学校2年)	%	80.4	R5	84.0
	(1)-⑤信頼と対話に基づく学校運営の実現		29	「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合(小・中学校)	%	56.6	R5	100.0
			30	地域の高校(大分市・別府市を除く)における学校運営協議会の設置割合	%	25	R5	70.8
	(2)家庭や地域の教育力の向上	111	31	大分県立美術館の体験学習などに参加するこどもの数	人/年	16,990	R5	15,000
		32	家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5	85	
第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援	(1)児童虐待に対する取組の強化		33	こども家庭センター市町村数	市町村	-	R5	18
		82	34	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5	275
	(2)児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	85	35	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	39.1	R5	45~55
		85	36	里親登録数	組	218	R5	280
		85	37	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	94.7	R5	100
		85	38	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5	16
		85	39	児童家庭支援センター数	か所	5	R5	6

新章	新節	第4期プラン時	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)	
		ページ							
第4章 様々な困難を抱える子どもと親への支援	(2)児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	85	40	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5	5	
		85	41	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	143	R5	183	
	(3)子どもの貧困対策の推進	87	42	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	R7.1公表予定	R5	99.2	
		87	43	生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	R7.1公表予定	R5	97.9	
		87	44	児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97	R5	100	
		87	45	児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5	100	
		90	46	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5	610	
	(4)ひとり親家庭への支援	90	47	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5	77	
		90	48	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5	72	
		90	49	母子家庭のうち年間就労収入が300万円以上の家庭の割合	%	R7.3公表予定	R5	22.3	
		90	50	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5	100	
		(5)いじめ・不登校やひきこもりへの対応		51	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5	93.6
			52	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5	85.2	
			53	いじめの解消率(小学校)	%	78.4	R5	86.6	
			54	いじめの解消率(中学校)	%	71	R5	85.2	
			55	いじめの解消率(高校)	%	78.4	R5	94.3	
			56	子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センターから支援先に繋いだ割合	%	-	R5	45	
	第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり	(1)障がい児への支援	94	57	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5	全国平均+2%
	第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(1)結婚、妊娠・出産への支援	44	58	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	197	R5	510
				59	不妊治療費(先進医療)助成件数	件		R5	増加
			60	妊活応援検診(不妊検査費)助成件数	件		R5	増加	

新章	新節	第4期プラン時	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
		ページ						
第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(2)若者の就労支援	46	61	若年者(45歳未満)就職率	%	35.5	R5	40
		46	62	新規高卒者の県内就職率	%	R7.1公表予定	R5	78
		46	63	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	467	R5	440
第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	(1)地域子育て支援サービスの充実	60	64	地域子育て支援拠点(こどもルーム、子育て支援センター)を知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	76.1	R5	100
		60	65	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	47.3	R5	100
		60	66	一時預かり実施保育所数	か所	165	R5	176
		60	67	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5	13
		60	68	放課後児童クラブ数	か所	385	R5	(検討中)
		60	69	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	86.8	R5	100
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	63	70	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	15,499	R5	16,007
		63	71	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	13,478	R5	16,431
		63	72	認定こども園数	か所	184	R5	177
		63	73	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	226	R5	208
		63	74	病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5	(検討中)
			75	市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5	165
	(3)子育て支援者の育成	64	76	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	2,387	R5	3,400
		64	77	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	407	R5	(検討中)
	(4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実	66	78	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5	17
		66	79	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	166,815	R5	156,000
		66	80	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5	100
	(5)子育て支援のネットワークづくり	111	81	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5	11.7

新章	新節	第4期プラン時	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
		ページ						
第8章 安心して子どもを 生み育てながら働 ける環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バラ ンスの推進	73	82	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証企業数	社	644	R5	850
	(2)男性の家事・育児の 推進	75	83	男性の育児休業取得率	%	27.9	R5	78
	(3)女性の就労支援	77	84	女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	332	R5	542
第9章 子どもまんなかま ちづくりの推進	(1)子育てしやすい生活 環境づくり	/	85	県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5	280
	(2)安心して外出できる 環境づくり	117	86	大分あったか・はーと駐車場協力区画数	区画		R5	2,805
		117	87	1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.3	R5	12.5
	(3)子どもを交通事故か ら守る環境づくり	/	88	通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R5	92.2
		119	89	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	60	R5	75
	(4)子どもを犯罪から守 る環境づくり	122	90	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	5,859	R5	3,600
122		91	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督して いる保護者の割合(小・中・高)	%	97.2	R5	100	
/		92	インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5	85.0	

【資料4】 大分子どもまななかプラン」(第5期計画) 総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (15年度末)	基準値 (R5年度末)
1 かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる	①自分にはよいところがあると思うと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
2 こども・若者が自由に意見を表明ことができ、その意見が尊重される	②自分と違う意見について考えるのが楽しいと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	18位
3 すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる	③将来の夢や希望を持っている、と答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
4 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている	④不妊治療費の助成制度の比較	1位	11位
	⑤合計特殊出生率	1位	12位
	⑥こども医療費・保育料の助成制度の比較	1位	4位
5 社会全体から支えられ、安心して子どもを 生み育て、子育ての喜びを実感できる	⑦保育所待機児童数	1位	1位
	⑧放課後児童クラブ待機児童数	1位	7位
	⑨父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	1位	29位 (R4)
	⑩この地域で今後も子育てしていきたいと答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	25位 (R4)
	⑪ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間があると答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	32位 (R4)
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	60.2%
全国順位		1位	15位

【資料5】 今後の策定スケジュールについて

令和6年									令和7年				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
骨子作成(章立て・施策体系) 総合的な評価指標の作成			素案・個別事業の評価指標 の作成				その他部分 (トピック等)の作成						
庁内照会・調整													
									パブコメ 12月16日 1月15日				
県民会議													
			▽県民会議① 7/3			▽県民会議② 10/9			▽県民会議③ 2/7				
			〔 第4期プランの評価、 施策体系、総合的な評価指標 について 〕			〔 素案本文、 個別事業の評価指標 について 〕			〔 プラン案の説明、 パブコメ結果の共有 〕				
議 会													
第2回 定例						第3回 定例			第4回 定例			第1回 定例	
▽常任委員会						▽常任委員会			▽常任委員会			▽常任委員会	
						立案過程 の報告							
スケジュール等 の報告						骨子案 の報告			パブコメ案 の報告			議 決	

【資料6】

「大分こどもまんなかプラン(第5期計画)」の策定に向けて

県民会議における意見 の反映状況について

- ① こどもの意見反映等について
- ② 第5期計画の構成について
- ③ 第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について
- ④ 第5期計画の「総合的な評価指標(アウトカム指標)」について

①こどもの意見反映等について

ご意見

こどもの意見反映はどのように行うのか。

大分県社会福祉士会
細井委員

こどもの意見を聞いて、それを施策に反映する取り組みも今後必要。

大分大学
相澤副会長

「日本一」を目指すための具体的評価を中心にまとめられているように見える。

対象者の生の声を多く聞き、ひとつずつ問題解決をしていくことがめざす姿になるのでは。

大分県助産師会
高橋委員

反映(案)

今年度実施した「こどもの生活実態調査」におけるこどもの意見等を反映することとしています。

第5期計画（仮称）の施策体系

めざす姿	基本施策	計画の推進にあたっての基本姿勢	評価体系	
<p>すべてのこどもが健やかに生まれ育つ遍かい社会づくり 子育て満足度日本一の実現</p>	<p>① 社会全体から支えられ、安心してこどもを育て、子育ての喜びを実感できる</p> <p>② 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている</p> <p>③ すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができ、かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる</p> <p>④ 社会全体から支えられ、安心してこどもを育て、子育ての喜びを実感できる</p> <p>⑤ 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている</p> <p>⑥ すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができ、かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる</p>	<p>基本施策</p> <p>1 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり ①社会全体の意識づくり、②こどもの人権を尊重する意識づくり、③男女共同参画に関する意識づくり</p> <p>2 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり ①こどもや母親の健康づくり、②思春期からの健康づくり、③こどもの肺炎への支援、④食育の推進</p> <p>3 こどもの生き抜く力を育む機会づくり ①こどもの生きる力をはくくむ学びの推進(幼児教育の充実、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼と対話に基づく学校運営の実現)、②家庭や地域の教育力の向上</p> <p>4 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 ①児童虐待に対する取組の強化、②児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実社会的養育の充実、③こどもの貧困対策の推進、④ひとり親家庭への支援、⑤いじめ・不登校やひきこもりへの対応</p> <p>5 多様性を尊重し受け容れる社会づくり ①障がい児への支援、②在住外国人の親とこどもへの支援</p> <p>6 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり ①結婚、妊娠・出産への支援、②若者の就労支援</p> <p>7 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり ①地域子育て支援センターの充実、②幼児期の教育・保育の環境整備、③子育て支援者の育成、④子育て支援サービスに関する情報提供の充実、⑤子育て支援のネットワークづくり</p> <p>8 安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり ①ワーク・ライフ・バランスの推進、②男性の育児参画の推進、③女性の就労支援</p> <p>9 こどもまんなかまちづくりの推進 ①子育てしやすい生活環境づくり、②安心して外出できる環境づくり、③こどもを交通事故から守る環境づくり、④こどもを犯罪から守る環境づくり</p>	<p>●こども等の意見反映 ●様々な主体がこどもを育むための役割を担う ●結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ●こどもの育ちの支援</p>	<p>めざす姿の達成状況・子育て満足度日本一 ②達成度の多様性を評価 総合的な評価指標 (アウトカム指標)</p> <p>基本施策の個別事業の達成状況を確認する 指標 個別事業ごとの評価指標 (アウトカム指標)</p>

①こどもの意見反映等について

ご意見

反映(案)

岡田会長

大分大学

「じぶんによいところがある」という回答の向上にどうすればつながるかなど手立てが明確に見えにくい項目もあるように感じた。

「こどもの生活実態調査」の自己肯定感に関する項目の回答状況について詳細分析を行い、取り組むべきポイントを抽出し、施策に反映していきます。

山口委員

おおいたパパくらぶ

「こどもの生活実態調査」において、小5、中2児童を対象とした理由を知りたい。調査がこども達が親や大人の意見に左右されず真意が聞き出せる実施環境なのか。こども達自身の意見がストレートで反映されているかの具体的評価法を明確化していただきたい。またその評価方法自体がこども達自身が納得・満足できる内容なのかの判断方法も。

「こどもの生活実態調査」のうち、こどもの満足度や自己肯定感等のこども大綱の指標に関する調査については、小学校5年生～高校3年生全てを対象に実施しました。
調査方法は学校から配付したタブレットを使用しWEBで、教師等の目を介さず、ダイレクトに回答いただいています。
今後、成案していく過程で大学生等にも意見をいただくように進めていきます。

①こどもの意見反映等について 参考資料

■「こどもの意見聴取」の項目設定時に参考とした国等調査の一覧 ■

- ① こどもの意見聴取に係る項目については、こども大綱の数値目標及び把握指標等を参考に設定しました。
- ② こどもの意見聴取に係る項目については、今回は初めての調査となるため、前回数値との比較はできません。
- ③ 県と国等の調査における数値の比較は、各調査の実施時期・対象・手法等が異なる点に留意する必要があります。

こどもの生活実態調査（小5～高3）			参考とした国等調査			
No.	項目	県調査の数値	同種項目における 国等調査の数値	こども大綱		国等調査の名称
				数値目標	把握指標	
1	日頃 大切にされているか	そう思う どちらかといえば 93.4%	[※1] 15.7%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
			80.8%	—	—	こども家庭庁(2023) 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」
2	大人は意見を 聞いてくれるか	聞いてくれる どちらかといえば 93.6%	[※2] 20.3%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
			88.2%	—	—	日本財団、こども家庭庁(2023) 「こども1万人意識調査」
3	遊びや体験機会の 充実度	十分ある ある程度十分ある 87.7%	40.4%	—	○	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
4	自分らしさがあるか	そう思う、 どちらかといえば 84.3%	84.1%	○ 90.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
5	今の自分が好きか	そう思う どちらかといえば 71.1%	60.0%	○ 70.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
6	生活の満足度	10段階評価で平均8点 7点以上：76.1% 6点以上：83.4%	7点以上：60.8%	○ 70.0%	—	OECD[経済協力開発機構](2022) 「生徒の学習到達度調査」

※1：こども家庭庁の調査における設問：「こどもまんなか社会の実現に向かっているか」

※2：こども家庭庁の調査における設問：「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえているか」

①こどもの意見反映等について 参考資料

■「こどもの意見聴取」の項目設定時に参考とした国等調査の一覧 ■

- ① こどもの意見聴取に係る項目については、こども大綱の数値目標及び把握指標等を参考に設定しました。
- ② こどもの意見聴取に係る項目については、今回は初めての調査となるため、前回数値との比較はできません。
- ③ 県と国等の調査における数値の比較は、各調査の実施時期・対象・手法等が異なる点に留意する必要があります。

こどもの生活実態調査（小5～高3）			参考とした国等調査			
No.	項目	県調査の数値	同種項目における 国等調査の数値	こども大綱		国等調査の名称
				数値目標	把握指標	
7	将来設計を考えた 機会の有無	考えた機会がある 74.3%	51.8%	—	○	こども家庭庁(2023) 「こども政策の推進に関する意識調査」
8	将来に明るい希望を 持っているか	希望がある どちらかといえば 79.4%	66.4%	○ 80.0%	—	こども家庭庁(2022) 「こども・若者の意識と生活調査」
9	将来、 結婚したいと思うか	結婚したい 50.7%	結婚したい 男性：81.4% 女性：84.3%	—	○	国立社会保障・人口問題研究所(2021) 「出生動向基本調査」
10	こどもは、 何人欲しいか	0人を含む平均値 1.71人	希望こども数 男性：1.82人 女性：1.79人	—	○	国立社会保障・人口問題研究所(2021) 「出生動向基本調査」

②第5期計画の構成について

ご意見

反映(案)

大分県助産師会
高橋委員

「こどもまんなか社会」こども大綱にそって実施は、必要と思いますが、もう少し具体的な施策が必要とおもいます。～づくり、支援という表現が多いと思う。大分県で安心して育ち、家庭を持ち、県民自ら大分は居心地のいい県だと県外に発信できる施策であってほしい。

素案では、前回お示した施策ごとに、具体的な取組を記載しています。子育て満足度をわかりやすく評価する総合的な評価指標により、全国と比較できる切り口も準備します。

NPO法人チャリティイータウンタ
西嶋委員

いろいろな面での格差を感じ、第4期でほとんどのことが進んでいないのに「すべて」とくくって進めるのはものすごく高いハードルとを感じる。

第1～9章に記載する基本施策において、様々な背景を有するこどもへの施策を盛り込んでいます。誰一人取り残さないよう、各施策を着実に進めていきます。

②第5期計画の構成について

ご意見

反映(案)

神田委員

大分県保育連合会

第5期計画にこども大綱がどの部分に盛り込まれているかわかりやすく表示しては。

現在、事務局で検討している構成の総論編に、こども大綱の考え方等をわかりやすく表示します。

藤田委員

大分県立芸術文化短期大学

第4期計画で「第4章:子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援」が、第5期計画で「第7章:地域ぐるみでこどもをはぐくむ環境づくり」と変更されている。第4期計画の題名の方がわかりやすかった。

地域ぐるみ(地域社会全体)で包括的にこどもを育む環境が必要と考え、この基本施策の名称に変更することとします。

第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり

- ①地域子育て支援サービスの充実
- ②幼児期の教育・保育の環境整備
- ③子育て支援者の育成
- ④子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- ⑤子育て支援のネットワークづくり

②第5期計画の構成について

ご意見

反映(案)

大分県立芸術文化短期大学
藤田委員

第4期計画で8つの施策が、第5期計画で9つの施策になっている。数は増やさない方がいいのではないか。

第4期計画で1つの章であった「こどものケア」を、第5期計画においては、「虐待や貧困、いじめ(第4章)」、「障がい児や在留外国人のこども(第5章)」の2つの章に分け、よりきめ細かく丁寧な対応を図ることと、しています。

第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援

- ①児童虐待に対する取組の強化
- ②児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実
- ③こどもの貧困対策の推進
- ④ひとり親家庭への支援
- ⑤いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり

- ①障がい児への支援
- ②在住外国人の親とこどもへの支援

しげまさ子ども食堂
首藤委員

こどもの貧困に関する各計画が1つに束ねられ、こどもの貧困に関してすごく薄まったと感じる。

第5期計画では、こども基本法に基づき、こども施策に係る支援が切れ目なく行われるようにするため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく計画等、8つの計画を一体的に策定します。

その中で、こどもの貧困等については、新たに独立した章(第4章:様々な困難を抱えるこどもと親への支援)を設け、そのうちの「第3節:こどもの貧困対策の推進」に記載をすることとします。

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見

勉強が得意な子は勉強で、生き生きすると思うんですがそうじゃない子たちが、自分は生きてるんだ、社会に役に立ってるんだっていう、そういう教育も多種多様に応じて目指していただきたい。

大分県商工会議所連合会
笠木委員

反映(案)

第1章、第3章の施策を着実に進めていきます。

第1章 第2節

具体的な取組

(3)こどもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることのできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。(P2)

第3章 第1節 第3項 豊かな心の育成

具体的な取組

(1)道徳教育の充実②

児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。(P7)

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

	ご意見	反映(案)
<p>おおいた子ども支援ネット 矢野委員</p>	<p>4 様々な困難を抱えるこどもと親への支援について 「<u>ヤングケアラー</u>」の課題が明記されていないことが気になりなる。市町村においてヤングケアラー支援の方策を検討し、実施できるまでのプロセスを県としても施策の中に入れていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章 第3節 (2)生活の支援 ②こどもの生活支援 エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえ<u>ヤングケアラー等への適切な支援</u>に取り組む市町村等を支援します。(P13)</p> </div>
<p>佐伯市弥生児童館 植木委員</p>	<p>佐伯市には佐伯市ひとり親福祉会があり、料理教室やハンドメイド、親子ふれあいトリップ、子ども食堂、資金貸付などたくさんの活動を行っており、ひとり親家庭の交流が年々広がっている。個々への対応や支援に加え、このような<u>当事者の会への支援</u>もひとり親家庭の支援に繋がると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章 第4節 (1)相談体制と情報提供の充実 ③関係団体や地域との連携 ひとり親家庭が地域において、気軽に相談や交流ができるよう、<u>母子・父子福祉団体の活動を支援</u>します。(P14)</p> </div>

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

	ご意見	反映(案)
<p>大分県社会福祉協議会 藤本委員</p>	<p>第4期計画の個別事業28番の「放課後児童クラブ数」について、<u>設置個所の増は必要だ</u>と思う。</p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <div data-bbox="1176 497 2056 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7章 第1節 2具体的な取組 ⑪ 保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「<u>放課後児童クラブ</u>」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。(P21)</p> </div>
<p>地域子育て支援拠点よいこのへや 祖父江委員</p>	<p><u>地域子育て支援拠点</u>について言葉を知らないだけで、いつも利用している子どもルームやこども園の子育て支援であるということに気付いていない保護者も一定数いるのでは。</p>	<p>ご意見のとおり、指標の出典元である「<u>県民意識調査</u>」の問いについても、<u>県民にわかりやすい説明文</u>を記載します。</p> <div data-bbox="1176 995 1973 1233" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7章 第1節 3数値目標 「<u>地域子育て支援拠点(子どもルーム、子育て支援センター)</u>を知っていると答えた就学前児童の親の割合」(P21)</p> </div>

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見

県社協に「放課後児童クラブの職員」についての苦情等も寄せられており、活動指標にはできにくいですが「質」の向上にも取り組んでいただきたい。

大分県社会福祉協議会
藤本委員

反映(案)

ご意見のとおり、素案に記載しています。

第7章 第3節 2具体的な取組

③地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。(P22)

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見

反映(案)

未来応援コミュニティがむ
佐藤委員

第4章「子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援」について、地域子育て拠点や場を提供していることを知っている親の8割に達していない事を受けてさらなる周知が必要だと考える。

大分県民生委員児童委員協議会
姫野委員

「地域子育て支援拠点」「ファミリーサポートセンター」の認知度が低いので周知への取り組みが必要。

ご意見のとおり、素案に記載しています。

第7章 第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実
③必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ポータルサイト「子育てのタネ」に様々な情報を集約し、わかりやすく提供するとともに、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。(P23)

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見	反映(案)
<p>大分県立芸術文化短期大学 釜口委員</p> <p>第5期計画では、<u>母親がゆっくりとした気分</u>で子どもと過ごせる時間を作ることが必要だと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <p>└ 第8章 第2節 男性の家事・育児の推進(1)④ 夫婦で共に<u>子育てする機運</u>を高めるため、県内企業等に対し、働き方改革などニーズに応じて出前講座を行い、男性の子育て推進への理解促進を図ります。(P25)</p>
<p>社会保険労務士 佐々木委員</p> <p><u>男性の家事、育児の参加</u>を県がもっともって進めていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <p>└ 第8章 第2節 男性の家事・育児の推進(2)① <u>男性の子育て支援</u>について取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。(P25)</p>

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見

管理的職業従事者に占める女性の割合について管理職を希望しないのか、または希望はしていても家庭の理由や職場の環境・状況などで希望できないのかを明らかにする必要がある。希望する女性には、それが叶う環境づくりが大事ではないか。

佐伯市弥生児童館
植木委員

反映(案)

ご意見のとおり、素案に記載しています。

第8章 第3節 女性の就労支援

②女性の採用や登用について一定の基準を満たす企業を認証するとともに、女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。併せて、女性のキャリア形成を支援するため、様々な業種で活躍する女性をロールモデルとして情報発信していきます。(P26)

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

	ご意見	反映(案)
<p>本室委員</p> <p>大分のママ集まれ!</p>	<p>他の多様性のあるこどもたち、<u>子育て世代への対応</u>はどのようになっているのかなというのが少し気になっております。</p> <p>例えば、多胎児の家庭については、<u>あったかハート駐車場の利用年齢の延長があってもよい</u>かと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、素案(数値目標)に記載しています。</p> <div data-bbox="1099 491 1951 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第9章 第2節 3数値目標 大分あったか・は一と駐車場協力区画数(P28)</p> </div> <p><u>多胎児については一昨年延長したところですが、ご意見を踏まえ、他県の状況や障がい者の利用も考慮し、施設に対してスペースの拡大を要請する中で、検討してまいります。</u></p>
<p>米倉委員</p> <p>大分県公認心理師協会</p>	<p>基本施策9④こどもを犯罪から守る環境づくりの個別の指標について、<u>新たな指標を増やすことはできないか。</u></p> <p><u>SNS関連のトラブルの増加、SNSを通じた犯罪被害、加害事案などに</u>であることが増えていると実感し、<u>予防につながる指標がさらに加わるとよい。</u></p>	<p>ご意見のとおり、素案に記載しています。</p> <div data-bbox="1099 991 1868 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第9章 第4節 3数値目標 「インターネットの利用について「<u>家庭のルール</u>」があると回答した保護者の割合」(P30)</p> </div>

③第5期計画で盛り込むべき施策や施策ごとの活動指標等について

ご意見

反映(案)

大分県私立幼稚園連合会
土居委員

小学校の先生たちを見てみて余裕がないと思います。そこを少し解消できる戦略を大分県で考えていただければ。

「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画である「大分県長期教育計画(素案)」(R7.4計画開始予定)において、以下を記載し、取組の充実を図ることとしています。

教職員がこどもたちの抱える様々な課題に十分に向き合うための働き方改革が進み、心身共に健康で教育活動に取り組めるよう、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)等専門スタッフの配置拡充やICT等の先端技術を活用した業務効率化を図るとともに、「こころのコンシェルジュ」による学校訪問や保健師による巡回個別支援を充実させます。

④第5期計画の「総合的な評価指標(アウトカム指標)」について

	ご意見	反映(案)
大分県小学校長会 高橋委員	<p>総合的な評価指標の考え方については、<u>数字でみえる評価のみになり、数字を追ってしまう整理</u>になっている。</p>	<p>子育て満足度をわかりやすく評価にするため、総合的な評価指標は、 ①「こどもまんなか社会」の具体像の実現に向けた指標（こども大綱） ②「日本一」を具体的に評価するため、全国の順位が出る指標 ③進捗管理をよりきめ細かく行うため、毎年結果が得られる指標 上記3つの考え方で、11の指標を採用しました。 こども大綱においても、各施策の進捗状況を検証するための指標が設けられています。</p>
NPO法人チャリティーセンター 西嶋委員	<p>「子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合」の項目が「廃止」となっているがなぜか？ <u>いざというときに近所の人と助け合えるコミュニティを育ておくことが、街に対する愛着にも、防災意識の向上にも繋がると思うので、この項目は残すべきかと思う。</u></p>	<p>「子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合」については、<u>第5期計画では毎年全国順位の出る指標として、「この地域で今後も子育てしていきたいと答えた、3歳児を持つ母親の割合」を採用しました。</u> 「子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合」については、<u>今後も「こども・子育て県民意識調査」の項目として、継続して調査を行い、県のこども施策の参考指標としていきます。</u></p>

④第5期計画の「総合的な評価指標(アウトカム指標)」について

	ご意見	反映(案)
<p>山口委員 おおいたパパくらぶ</p>	<p>こどもまんなか社会という意味では理解できますが、子育て応援環境作りという意味で「6歳未満のこどもを持つ男性の家事・育児関連時間」を廃止する理由・意図を知りたい。</p>	<p>「6歳未満のこどもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、5年に1回の調査であり、県内の実態を把握することが難しく、進捗管理がきめ細かくできないため、第5期計画では毎年全国順位の出る指標として「父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合」を採用しています。</p> <p>「父親の週平均家事・育児時間」については、今後も「こども・子育て県民意識調査」の項目として、継続して調査を行い、県のこども施策の参考指標としていきます。</p>
<p>藤本委員 大分県社会福祉協議会</p>	<p>「父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合」に変更した理由を教えてください。</p>	

第5期計画の「総合的な評価指標(アウトカム指標)」等について

総合的な評価指標(アウトカム指標) 都道府県比較から見える「大分県の姿」

No.	指標	全国順位	毎年更新	出典
1	自分にはよいところがあると思うと答えた子どもの割合(中3)	有	可	全国学力・学習状況調査(国立教育政策研究所)
2	自分と違う意見について考えるのが楽しいと答えた子どもの割合(中3)	有	可	全国学力・学習状況調査(国立教育政策研究所)
3	将来の夢や希望を持っている、と答えた子どもの割合(中3)	有	可	全国学力・学習状況調査(国立教育政策研究所)
4	不妊治療費の助成制度の比較	有	可	子ども未来課調べ
5	合計特殊出生率	有	可	人口動態統計
6	子ども医療費・保育料の助成制度の比較	有	可	子ども未来課調べ
7	保育所等待機児童数	有	可	子ども家庭庁
8	放課後児童クラブ待機児童数	有	可	子ども家庭庁
9	父親が積極的に育児をしていると回答した3歳児を持つ母親の割合	有	可	健やか親子21
10	この地域で今後も子育てしていきたいと答えた3歳児を持つ母親の割合	有	可	健やか親子21
11	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた3歳児を持つ母親の割合	有	可	健やか親子21

山口委員 資料6 P16
(おおいしばばくらぶ)

藤本委員 資料6 P16
(大分県社会福祉協議会)

西嶋委員 資料6 P15
(NPO法人チャリティーセンター)

- ①「子どもまんなか社会」の具体像の実現に向けた指標(子ども大綱)
 - ②「日本一」を具体的に評価するため、全国の順位が出る指標
 - ③進捗管理をよりきめ細かく行うため、毎年結果が得られる指標
- 上記3つの考え方で、子育て満足度わかりやすく評価するために11の指標を採用

高橋委員 資料6 P15
(大分県小学校長会)

県民意識調査

保護者皆さんの意見から見える「大分県の姿」

継続

- 対象：就学前児童(0~5歳)の保護者[2,020人]+小学生(1~6年生)の保護者[980人]=計3,000人
- 方法：無作為抽出 → 郵送による調査票の配布 → 郵送またはインターネットによる回答

No.	調査の構成
1	子どもと家族の状況について
2	少子化・子育てに対する意識について
3	子育てについての不安・悩み・地域との関わりについて
4	子育てと仕事の両立について
5	子育て支援サービスの認知度・利用率について
6	地域の子育て環境について
7	子育て支援施策やその他に関する意見・要望について(自由記載)

子どもの育ち・子育てに関する意識や実情、意見等について
県内の保護者(父親、母親等)を対象に、毎年度実施
↓
計30問

調査項目

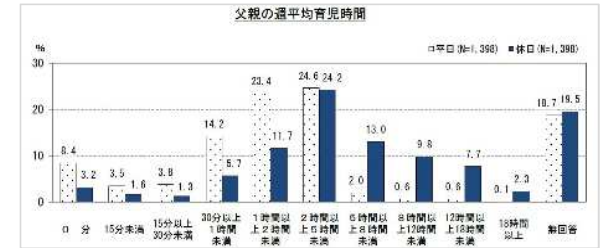
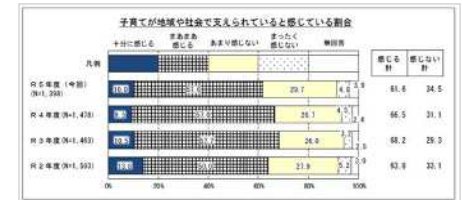
[令和5年度調査]

例:No.3子育てについての不安・悩み・地域との関わりについて

- ・子育てについて相談できる場所
- ・子育てが地域や社会で支えられているか 等

例:No.4「子育てと仕事の両立について」

- ・父親の週平均育児時間(平日、休日)
- ・父親の週平均家事時間(平日、休日)
- ・父親の子育て参画を進めるために必要なこと
- ・子育てに関する役割分担に關しての理想と現実
- ・日常的な父親の育児負担 等



資料7

各委員から事前にいただいたご意見等

意見項目	Aグループ	Bグループ
①【こどもの生活実態調査の結果について】	7 意見	10 意見
②【第5期計画の素案（各論編）について】	31 意見	19 意見
③【第5期計画の個別事業ごとの評価指標（案）について】	4 意見	3 意見
④【その他】	6 意見	3 意見

①【こどもの生活実態調査の結果について】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
①A	1	釜口委員 (大分県立芸術文化短期大学)	<p>高校生は、小・中学生に比べて体験活動がほとんどない／全くないと回答した割合が高くなっている。それに対して、高校生は勉強が主となるため遊びや体験活動が少なくなっているのだと思うが、高校生を対象にする活動も社会に出る前の準備段階の体験として重要なのではないか。また、遊びや体験の機会を増やすことで、6の現在の生活の満足度の上昇にもつながるのではないか。</p> <p>バスの本数を増やすなど、公共交通機関の利便性を高めてほしいについて同意見である。</p>
①A	2	西嶋委員 (NPO法人チャリティーセンター)	<p>①「遊びや体験の機会」について。 「遊びや体験」について具体的に示して子どもたちに質問していることなのか。 そしてこれは子どもが自発的に見つけて自発的に参加しているものなのか、大人からの呼びかけでなんとなく参加しているものなのか。体験の格差が広がっていると聞いている。もうすこし踏み込んだ調査が必要なのではないか。</p> <p>②「結婚したいかどうか」「子どもが何人ほしいか」という質問の聞き方が適切だと思わない。 結婚したから、子どもがいるから「よい」、「幸せ」であるとは限らず、この質問が将来の「少子化」対策につながるとは思えない。「結婚しなければいけない」「子どもを産まなければいけない」という刷り込みになってはいけない。 子どもであっても多様な価値観、考え方があるというのが大前提で、多様化する「家族の形」がある中で、この質問は疑問を感じる。性的マイノリティも尊重してこの質問なのか。</p>
①A	3	山口委員 (おおいたパパくらぶ)	<p>調査方法に授業等でタブレット等での調査はかなり有意義であり有効活用であったと思いき素晴らしいと思います。(個人特定の可能性が低く素直な意見の収集が可能)</p> <p>反面、例えば子ども達自らアンケートの中で貧困やいじめなどの改善要望がある中で、アンケートに回答できているという事は子ども達からのSOSサインでもあり、この救うべき少数の大切な子ども達をどのように守り、幸福を感じてもらえるようにしていくかが一番大切で課題かとも思います。</p> <p>(例えば困りある子どもに先生でも親でもなく本人と接点のない第三者からアポを取ってよいか、その場合個人特定に了承をもらえるか、□はい □いいえ 等も今後加えてもらうなど?あくまで例なのでアンケートとしては現実的ではありませんが、サインを出している子どもを救える環境整備を望みます)</p>
①A	4	高橋委員 (大分県助産師会)	<p>このアンケート項目は、新たに作られた項目でしょうか？ 以前にみたアンケートとほぼ同じではないですか？ 内容から見ても「そう思う」「ほぼそう思う」では、割合が多いですが、ストレートに「そう思う」が少ないと思います。これは、今の若者の特徴なんのでしょうか？取り巻く環境が満足を与えていないのか疑問を感じます。</p> <p>将来設計についてあるが、かなり高値を示しているが、将来の明るい希望が持てるかの「希望がある」の数値があまりのも低いと思います。このあたりの詳細の内容が分かれば、今後の素案の第3章や、第6章の対策にはなるのではないのでしょうか？</p> <p>また自由記載の抜粋ではありますが、こういう生の声をどう伝え現場での対応強化になってほしいと思います。</p>

①【こどもの生活実態調査の結果について】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
①A	5	<p>本室委員 (大分そのまま集まれ！)</p>	<p>・<大人や環境への認識1>1.日ごろの生活において大切にされているか について 約7パーセントの子どもが「(どちらかといえば)そう感じない」と答えており、原因についての設問がないことが気になりました。こどもを取り巻く環境は年々変化しているので、原因に関する設問を設けることで、大人の推測ベースではない対策を練ることができるのではと思います。</p> <p>・<自分自身への認識3>6.現在の生活の満足度 あなたは今の生活にどのくらい満足していますか。について 「今の生活」の表現が広域すぎるのではと思いました。家庭での衣食住なのか、学校での生活なのかなど、もう少し限定的な回答があると、どの部分でのサポートが必要なのか、こどもの立場から考えられるのではと思います。</p>
①A	6	<p>岡田会長 (大分大学)</p>	<p>こどもの生活実態調査について、基本的には肯定的回答が多くを占めており、よい傾向と考える。しかし、明確な基準がないこのでこどもの受け止め方にかなり差異があると予想される点が以前から気になっている。</p>
①A	7	<p>神田委員 (大分県保育連合会)</p>	<p>「日頃の生活において大切にされているか」「周りの大人は意見を聞いてくれるか」の回答を見ると6%のこども達が受けいれてもらっていない結果になっています。これは小さな数字ではなく、社会全体の大きな問題であり、その後のこども達の自己肯定感の低下と深く関連していると思います。こどものウェルビーイングの実現に向け、こどもの意見表明をしっかりと実現していく必要があると感じました。</p> <p>また、自由記載は実際に予算化できる部分は予算化を進めてもらいたい。そして小中学生に共通する「いじめ」の問題は以前より増えているように思います。情報が溢れている現在ではありますが、本来子ども達にSNSは必要なのか、社会全体がいじめを助長しているように感じます。</p>

①【こどもの生活実態調査の結果について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
①B	1	藤田委員 (大分県立芸術文化短期大学)	全体的に良い結果が得られていると思いました。不登校児童生徒さんの回答は、ほとんどないととらえてよいのかどうか気になるところです。結果の公表はありますか？先生方やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々の日頃の成果にもなると思いますので、結果を公表していただきたいと思います。 自由記述にいじめ対策がありますが、子ども達が具体的にどうしてほしいという内容の記述があったかを知りたいです。
①B	2	吉田委員 (大分県社会的養育連絡議会)	今回の調査を通して、子どもたち自身が大切にされていると感じられている%が半数以上、どちらかといえばそう思うという回答も入れると90%を超えているのは、肯定的に捉えて大変うれしいことだと感じました。子どもたちの声を聞いていこうとする姿勢が社会全体でもアップしてきたことが一つの要因でもあるのではないかと思います。日頃から子どもたちと接する中で、データにもあるように子どもたちの遊びも含めた、様々な体験の乏しさは感じていたところでもあり今回の調査から課題としていきたいと思う点でもあります。原因はそれぞれだと思いますが、体験不足からくる創造性の乏しさ、人間関係の希薄さ、ひいては自分が何をしていきたいのかという将来的な夢、希望を持つことにおける広がりやのなさにもつながっているのではないかと感じました。
①B	3	米倉委員 (大分県公認心理師協会)	質問項目は、どのように選択されたのでしょうか？参考とした調査や結果の見方等があるのでしょうか？質問4自分らしさ・発達段階を考えた場合、小学校高学年で人との違いに気づいたり、比較する段階に入るため、中高と比較して解釈することに無理はないでしょうか。参考調査があれば、小中高それぞれで比較する方がよいように思います。質問7自分の将来についての人生設計について考えた機会：小学校で高いのは何か取り組みがあるのでしょうか？人生設計という言葉の意味を理解して回答することができたのでしょうか？小学生と高校生では考える人生設計に差があるように見え、機会のあるなしの割合、小中高での比較の意図するものがよくわかりませんでした。
①B	4	藤本委員 (大分県社会福祉協議会)	県内全ての小5～高3までの児童・生徒の66,474人(84.3%)からの意見聴取ができたことはすばらしいと思います。この聴取内容での過去の調査はあるのでしょうか？あれば調査結果の経緯・比較も知りたいです。他県のこどもたちの状況なども知りたいです。今回の調査結果に対する評価・課題なども示す必要があると思います。
①B	5	佐々木委員 (社会保険労務士)	1. 共育てについて 女性の社会進出が進み共働きが主流となってきました。男女ともに子育てをする「共育て」という言葉も誕生しましたが、まだまだ多くの場合は女性に偏りがあると言われていますが、それは各世代の時代背景からくる価値観が関係していると私は感じています。 2. 共育てを主流に！ 私のクライアント様の社長が、自分の娘が両立に奮闘している姿を見て自社のこれまでの働き方に疑問を抱き、ワーク・ライフ・バランスをより意識されたという経験があります。共稼ぎ世帯が専業主婦世帯を上回ったのが1993年です。それ以前は専業主婦が主流でありスタンダードでした。現在も価値観は過去の体験から形成されることを考えると、男女ともに家事育児を行うことは、今が変換期だと思います。 今後もワーク・ライフ・バランスを推進し、男性の家事育児参加の必要性を、発信し続ける必要があると感じます。

①【こどもの生活実態調査の結果について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
①B	6	高橋委員 (大分県小学校長会)	<p>○1、2の関連から 「大切にされている」という実感が持てるには、大人が話を聞いてくれるという安心感が大きく関係していることが分かります。1には、学校という項目が入っていることから、友達から大切にされているというものも含まれているかと思いますが、学校で教師がじっくり話を聞いていることも「大切にされている」と思えるには重要だということが読み取れます。</p> <p>○4、5の関連から 「自分らしさ」はあると捉えていても、「今の自分が好き」とは言い切れていない実態があります。ウェルビーイングをめざす上で、自己肯定感を高める取組が重要であることが読み取れます。</p>
①B	7	細井委員 (豊後大野市教育委員会)	<p>〈意見表明〉11. 県への意見や要望 ・調査回答数に対し、本項目の有効回答件数が少ないことが気になりました。これまで子どもたちが意見を聞かれる機会や経験がなかった、回答が書きにくかったとか、いろいろな要因があるかと思います。今後も子どもたちに意見を聞いていただきたいし、こどもの声を、大人がどのように受け止め反映されているのか、子どもたちにフィードバックしてほしいと思いました。</p>
①B	8	西岡委員 (大分大学)	<p>・要望「お祭りやイベントをやってほしい」意見について。コロナ前後で小学生の地域での活動が減ったため、子どもが身近な地域(特に町内)で、保護者や地域の大人の事情に左右されず、子どもが地域でのびのび育つ活動を維持できる支援が必要だと思う。</p> <p>・記述された子どもの要望に、設備整備や環境面での要望が多いことが気になった。子どもの権利を尊重する意識づくり、思春期からの健康づくりの項目など、県がつくる計画には環境を整えるだけではない、こどもの困りを支援する項目がある。子どもたちの中には、1～10の質問で、「どちらかといえばそう思わない」・「そう思わない」と、現状に満足していない回答をした子どもがいるにも関わらず、11の自由記述ではその困りを支援してほしいという声は要望として出てきていない。子どもたちのための施策であるのに、子どもたちに県で作られる施策の内容が伝わっているのか疑問に思った。</p>
①B	9	姫野委員 (大分県民生委員児童委員協議会)	<p>①こどもの生活実態調査について 子ども達の思いがよく表れており意見聴取がよくできている。しかし、回答数によると、小学生7%・中学生15%・高校生22%が回収できておらず、意見の反映がなされていない。その中に、問題を抱えている子どもが含まれている可能性があるのではないか。その子ども達の声を聞く機会があり、生活実態に反映されることを望む。</p>

①【こどもの生活実態調査の結果について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
B	10	<p>首藤委員 (しげまさ子ども食堂)</p>	<p>・調査方法をWeb調査とあるが、学校で時間をとって行うのと、宿題のように行うのとでは回答率が変わると考えられる。高校生の回答率が低いのは、時間を取らずアンケートのURLを送っただけだったのだろうか。</p> <p>・回答する本人には、「答えない」という選択は、もちろん必要だと思うが、無回答数がその選択をした児童生徒であるかが、わからない。</p> <p><大人や環境への認識①> 1.日頃の生活において大切にされていると思うか。</p> <p>・小学生だとクラス(40人)に2人は、「大切にされていない」と感じていることになる。そのこどもの状況は、図ることができない。・中学、高校と成長するにしたがって割合は上がってはいない。</p> <p><大人や環境への認識②> 2.まわりの大人は、意見を聞いてくれるか。</p> <p>・成長とともに聞いてもらえていないと感じている割合が高くなっている。</p> <p><大人や環境への認識③> 3.遊びや体験機会の充実度</p> <p>あなたのまわりには、遊びや体験活動の機会や場が十分ありますか。・この設問の「遊び」や「体験活動」についての定義が子どもの想っている内容と合っているだろうか。</p> <p><自分自身への認識①②> 4.自分らしさがあるか。 5.今の自分が好きか。</p> <p>・小学生の時にある(好き)と思っていたものが成長とともになくなっている。思春期だけでなく、周りのかかわり方が関係しているのではと感じる。</p> <p><自分自身への認識③> 6.現在の生活の満足度</p> <p>・「0点」小学生141人、中学生201人、高校生283人と増加している。・小学生の「10点」が多いのは、まだ細かく分析することなく感じたままを満点で記入している素直さが見えてうれしい。中高生になると少し不安を考え始める感じが見える。</p> <p><将来への認識①②> 7.将来設計について考えた機会の有無 8.自分の将来について明るい希望を持っているか</p> <p>・小学生の割合が高いのは、「ライフデザイン」についての説明内容によるのではないか。</p> <p>・将来について安易に大人が「大人になったらなにになりたいの?」と質問することの弊害があると感じている。小学生には、「どんなことが好きなの」「どんなことをしている時が楽しい?」との声かけが大切ではないか。</p> <p><結婚・子育てへの認識①②> 9.結婚したいと思うか。 10.こどもは何人欲しいか。</p> <p>・子どもの結婚観は、親や子どもたちの周りの大人の現状を見ての判断だと感じる。</p> <p>・子どもは何人欲しいかで「0人」の選択も同様。</p> <p><意見表明></p> <p>11.県への意見や要望</p> <p>・すぐできることについてはためらわず実現して欲しい。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	1	本室委員 (大分のママ集まれ!)	第1章 第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり について 具体的な取り組みがこども自身の学びが中心になっていますが、現在の社会状況では、こども自身だけでなく大人(特に高齢者)にこどもの人権について学んでもらう機会を設ける必要があると感じます。第7章第1節「目指す姿」の「こどもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。」にも関連すると思います。
②A	2	祖父江委員 (地域子育て支援拠点よいのへや)	第1章 第2節 1.めざす姿 1ぽつ目 ”きちんと学ぶ”という表現に曖昧さを感じます。
②A	3	山口委員 (おおいたパパくらぶ)	第1章 第3節 男女共同参画に関する意識づくり2-①~②について 固定的な性別役割分担意識や男性家事育児推進について、この解決は経験上やはり育休取得の有無、職場上司の理解、男性の出産前の子育て事前学習が大きなカギとなるように日頃感じています。育休取得や職場への理解に関しては第8章2節でのセミナー開催、リーフレット配布に賛成ですが、男性自身の『産前』学習に関して県としての認識と具体的な啓発方法や内容・取り組み案があればお知らせ頂きたいです。 女性は社会復帰支援、母親同士の交流など企業レベルでSNSやラジオ等も含めて全面PRの上で開催されている。男性に対しても企業への出前講座や子育て支援拠点のみでの開催のみならず、企業連携等でのイベント形式開催で男性の産前学習や子育て、パートナーシップ向上を図れる見込みがないのか再検討いただけましたら幸いです。)
②A	4	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	第1章 第3節②「男性が家事や出産を主体的に行う・・・」について アンコンシャスバイアスの解消は大事だが、男性が全員、家事や理解に協力的ではないということではなく、仕事などの事情でできない場合もあるのではないかと。そういう人にとっては、上記のような文言はストレスに感じることもあるのでは？ 専業主「夫」の家庭もあり、「女性」が必ずしも家事や育児を主体的に行っている人ばかりということでもないのでは。 「男女のどちらが大変か」ということではなく、いろんな「大変さ」を男女双方がお互いに出し合っ、互いに協力しながら意識を変えていくことが必要なのではないか。 「男性」という表記ではなく、「家庭で家事や育児を分担して行う」大切さについての意識を広めた方がよいと思う。 3.数値目標について。 「管理的職業従事者に占める女性の割合」について。 女性の数や割合が大事ではないと思う。働きやすいと思えるかが大事。

②【第5期計画の素案（各論編）について】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	5	祖父江委員 (地域子育て支援拠点よいこのへや)	第2章 第1節 1.めざす姿 4ばつ目、..ことで、..ことで、と、二重表記のため内容が分かり辛い。
②A	6	山口委員 (おおいたパパくらぶ)	第2章 第1節 2具体的な取組 ④～⑦は妊婦である女性を対象のような内容だと思いますが、この内容を男性の出産前教育等に取り入れていただくような企画・事業で男性の家事育児推進につなげるのはいかがでしょうか？(第1章と重複意見)
②A	7	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	第2章 第2節 具体的な取り組みの(3)⑤について スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは常時楽校にはいない。気軽に相談できる関係ができていない中、また、話した内容が先生に漏れるかもしれないなど不安の中、相談をするだろうか。子どもたちはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがどういう存在で、どんなことを相談できるのかどれだけ認識できているのか。学校生活において、子どもと先生とのトラブルの話もよく聞く。そういったことを安心して話せる状況にあるのか、また、子どもから相談を受けた保護者が安心して話せる、相談できる窓口はどこなのか。この一文だけでは、なにかあったときに解決まで導いてくれるものを感じない。第3節 具体的な取り組み③「具体的」とある割には、地域における支援体制とは？よくわからない。
②A	8	山口委員 (おおいたパパくらぶ)	第2章 第3節 2具体的な取組 (1)小児救急医療体制の整備 ①休日・夜間における子どもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県子ども救急電話相談事業は相談内容に対するアドバイス内容等消防署の救急隊と情報交換や連携をされる機会はあるのでしょうか？(電話相談先の看護師？と救急隊との意見が違った、電話相談でどのようにアドバイスされているのか救急隊はご存知ない…などを耳にしたことがあります)
②A	9	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	第2章 第4節 具体的な取り組みについて 「目指す姿」は実現出来たら素晴らしいと思うが、8月7日(水)の大分合同新聞で「県内小中学校の給食 国基準下回るカロリー」という記事が掲載されていた。 健康づくりのために「給食の質の維持」についてはどう考えるのか？ また、給食時間が短くなっていること、給食費の格差についてはどう考えるのか？ 2.具体的な取組 ②「子ども食堂」について。個人的な意見にもなるが、誰でも行けるイメージがない。まわりでは「子ども食堂」を知らない子どもも多い。子ども食堂以外に「地域の共食の場」はないのか。「子ども食堂」だけに限定するのはどうなのか。 ⑤「家庭の事情から食習慣に問題がある子ども」というのは、どうやって誰が判断しているのか。

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	10		<p>第3章 第1節 第3項(2)文化芸術活動の充実 「文化芸術」とある割には、ほとんどの内容が「読書」。アルゲリッチ音楽祭という世界的な音楽イベントが大分で毎年開催されており、その中で「こどもたちのため」の無料コンサートも行われている。また、大分県立美術館でもこどもむけの無料イベントやワークショップが定期的に開催されている。(後述の「具体的な取り組み」でも、具体的な記載がないのはなぜか) 芸術的な活動をしている団体やイベントは多数ある。なぜ、「読書」の項目ばかりなのか。(私は子供のころから読書家で読み聞かせ活動も10年以上続けてきたので大切さは分かっています) 各学校の図書館は子どもたちが本を手に取りやすい環境。司書さんと一緒に、身近な学校の図書館を活用した読書推進活動を検討できないものか。 ビブリオバトルやこども司書は、本が好きな子しか参加しない。普段読まない子にどう本の魅力を伝えるかが大事。</p>
②A	11	<p>西嶋委員 <small>(NPO法人チャリティーセンター)</small></p>	<p>第3章 第3項 (4)体験活動の充実 ①こどもたちの体験活動を充実させる、、、具体的には?これまでの会議でもずっと課題であった情報発信の仕方や、体験格差も一緒に検討してほしい ③オーラボだけ名前が記載されているのはなぜか? 科学や技術への興味関心が持てる活動やイベントは他にもあると思うので、ここだけ具体的に表記されているところが疑問。 (「具体的な取り組み」においても、オーラボと発明工夫展のみ具体的な名前が書かれているのでしょうか?発明工夫展は誰でもさんかできるもの?) 第4項 健やかな体の育成 以前の話したが、スポーツをしたいと思ってもお金がかかりすぎてできないこどもも多数いるのではないか。部活でも道具をそろえるのに10万円近くかかるもの、遠征や試合での親のサポート、すべての親が対応できるとは思えない。この素案だけでスポーツをする子が増える、スポーツに親しみが持てる子が増えるとは思えない。</p>
②A	12	<p>祖父江委員 <small>(地域子育て支援拠点よいこのへや)</small></p>	<p>第4章 第1節 1.めざす姿 主体を合わせて表記するのであれば、2ぼつ目は、「子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。」の様に主体を統一した方が伝わり易い。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	13	<p>西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)</p>	<p>第4章 第1節 1.めざす姿 「虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会を作ります」 これでは子どもの命は救えない。先日のニュースで、県内の児童相談所が虐待の疑いがあるとして対応した件数が過去最多であった。これ以上増やしてはいけない。 「絶対に命は救う」という強い意志を示す必要があると思う。また、虐待を受けた子どもをその後どう支えていくか、支援が必要な子どもとその保護者について、親子関係の構築に向けた支援は？ 第3節 貧困対策 子ども自身が「貧困」だと気づかないケースもあるのではないかと。 (2)生活の支援 「子どもの生活実態調査」は必要であるが、子どもといっても貧困、虐待を受けている人、裕福な家に生まれた人、外国人、性的少数者など、色々な人がいる。誰ひとり取り残さないためには、多様なバックグラウンドをもった子どもから意見を聞くことを重視しないといけない。</p>
②A	14	<p>西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)</p>	<p>第4章 第3節 子どもの居場所づくりの支援 ①月に1度など開催の子ども食堂も多い。子ども食堂に限らず、子どもの居場所づくりについて検討している団体や個人に支援は必要なのではないかと。 また「居場所」について、子どもたちにはどのように周知しているのか。 ③「困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見」について。 全国的にも「来て欲しい家庭の子どもや親に来てもらうことが難しい」とアンケートに答えている子ども食堂も多い。その一方で子ども食堂は増えているように思う。県内の子ども食堂を利用している現状はどんな感じなのでしょうかと。 私たちの活動もそうですが、本当に困っている人に手を差し伸べられる団体でありたいと思っています。そのためには行政との連携は欠かせないと思っていますが、それがうまくいっているとも思えず。 もっと真剣に取り組まなければいけない問題だと思っています。</p>
②A	15	<p>祖父江委員 (地域子育て支援拠点よいこのハヤ)</p>	<p>第4章 第4節 2.具体的な取組(2) ①ア.内の優先的利用に”障害児通所支援”も追記してはどうか？</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	16	神田委員 (大分県保育連合会)	多くの意見を取り入れて頂きありがとうございます。また、こども大綱に合わせた標記をしていただき保育関係者として感謝いたします。 そこで、ホームスタート事業が第4章等に記載されても良いのではないかと思います。この訪問型子育て支援は他県に比べても県の関与が大きく、実際に多くの家庭支援に繋がっており、実績もあるのでご検討下さい。
②A	17	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	第4章 第5節 (1)SOSダイヤル、SNS、ラインなどで相談とあるが、スマホを持っていない、SNSを使っていない子は気軽に相談できるのだろうか。 9月2日の朝日新聞の朝刊にて、RAMPS(ランプス)という子どもたちの「見過ごされがちな自殺リスク」を可視化し、予防に繋げるためのITのツールと、それを取り入れている学校が紹介されていた。学校で配布されているタブレット端末に入れることができ、原則毎日「心の健康観察」をしているところも多いようだ。熊本も2027年までに導入予定ということだが、大分では検討はされているのだろうか。口頭では言えないことも端末だと気軽に答えられると考える生徒も多いようだ。ただ課題もあり、先生がチェックする仕組みなので負担増や、見落とし見過ごしもあるかもしれない。 先生に知られたくないと正直に答えない子もいるかも。こどもの様々なSOSを逃さない方法は、しっかり考えるべき。
②A	18		第5章 第1節 2具体的な取り組み (3)「障がいのあるこどもの家庭への支援」 医療的ケア児がいる家族への支援についての記載がないのはなぜか。 ④「こどもの発達が気になる保護者・・・」とあるが、気にしていない、気づいていない、認めたくない保護者への働きかけはどうするのか。
②A	19		第5章 第2節 在住外国人の親とこどもへの支援 不定期で外国から来た親子と遊んだり、勉強を見たりするボランティア活動に参加しています。 こどもも慣れるまでに時間はかかりますが、そのうちに学校で友だちができます。一方で親は孤立しがちです。特に小さいこどもがいる母親は、出ていける場所も限られており、ボランティア託児付きの日本語教室もないようです。赤ちゃんが途中で泣くたびに教室を出ることになり、途中でやめるかたもいらっしゃるようです。 必ずしも英語が話せる国の人ばかりではなく、文化や習慣も違うため、日本人のコミュニティに積極的に入れる人ばかりではありません。そういう方たちが孤立しないような支援や交流できる場も必要かと。別府市は外国から来た人が多いですが、その他の市町村では相談する人もより少ないのでは？

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	20	本室委員 (大分そのまま集まれ！)	<p>第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり について 前回の県民会議でも発言しましたが、障がい児や在住外国人の親と子どもへの支援だけでなく、多胎児家庭への支援も継続していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>R4年度から「大分県多胎ピアサポート事業」がスタートしましたが、3年目の今年度、まだまだ県の求められている訪問件数に達していない現状です。ですが他県などでも多胎ピアサポート事業の浸透には概ね10年程度かかっています。</p> <p>多胎ピアサポート事業の在り方については、現在当団体でアンケート調査を行い、今の多胎家庭の状況に本当に寄り添うかたちなのか精査する準備を進めており、認知拡大についても、今年度の大分県子育て応援活動拡充事業の助成をいただいて取り組みを行っております。</p> <p>是非もう数年、多胎ピアサポート事業の継続をお願い申し上げます。</p> <p>第9章のあったか・はーと駐車場についてはありがとうございました。</p>
②A	21	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	<p>第6章 第1節 (2) 「OITAえんむすぶ～企業や団体と連携し」とあるが、以前提案したら、団体とは活動できないと断られた。 私たちの活動で、家庭を持つイメージは持ってもらえると思う。連携できるならしたい。</p>
②A	22		<p>第7章 第1節 地域子育て支援拠点にしろ、ファミリーサポートセンターにしろ、周知が大切だと思う。 もう何年も前の話になりますが、仕事をするときファミリーサポートセンターを利用したいと思って相談に行きましたが、紹介できる人がいないと断られ、民間のベビーシッターを使うことになりました。 依頼会員と提供会員のバランスはとれているのでしょうか？ ①放課後児童クラブについて。小学校に併設？のところと民間のところと、預かり時間も違うのですが、金額もずいぶん違うところがあります。 内容にもかなり差があるとも聞きます。補助など検討はされているのでしょうか？ ②勉強不足なだけかもしれませんが、協育ネットワークというのを初めて知りました。 例えば大分市は公立の小学校と、国立の小学校があります。公立の学校だけに声をかけるのではなく、「すべての」子どもに声をかけてほしい。(管轄が違うというのはおとなの事情であって、子どもには関係がない)</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	23	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	<p>第7章 第2節</p> <p>(3)①第3章の第1節 第1項②において「教育力・保育力の向上、研修など～」という一文があり、保育士の求められていること、そして役割はこれからも大切なものである。</p> <p>そして、第7章 第2節(3)①では、「処遇改善」とあるが、具体的にはどう検討しているのか。待遇がよければ保育士を希望する人も増えるし、人員配置ももっと余裕を持って配置することで保育士に心の余裕も生まれ、自信を持って職務に当たれるのではないかと思う。具体的にそして早急に対応すべきと考えますが、ここの1文からはそのような感じに受け取れません。</p>
②A	24		<p>第7章 第3節</p> <p>子育て支援者の育成</p> <p>「めざす姿」と、具体的な取り組みで示されている「地域での子育て応援活動や団体運営を担うリーダー」を養成すること、講座を実施することで、めざす姿に到達できるとは思えない。</p> <p>「子育て支援員」というのもあるようですが、「子育て支援者」とは？</p> <p>専門的な知識が問われることが多いのではないか？</p> <p>行政の子育て関連の窓口や保育士、先生？？専門的な知識を学んだ人が担う方がよいのでは？行政、保育士がどうしても難しい場合は、相談できるラインやSNS、オンラインで相談できる窓口を知ってもらう方がよいと思います。簡単にすべきではないのでは？</p> <p>そもそも「子育て支援者」というのが何をし、どういう役割で子育て世代に関わるのか見えない。</p> <p>それよりはここまでの子育て支援の内容をもっと充実させた方がよいと思う。</p> <p>子育てを応援したいと考えていらっしゃる方が子育て支援者なら、ファミリーサポートセンターの提供会員になってもらってはどうか？</p>
②A	25	植木委員 (佐伯市弥生児童館)	<p>第7章 第3節</p> <p>子育て支援者の育成にホームスタートに従事するスタッフのスキルアップ研修会や活動の質の確保、また数値目標にホームスタート訪問ボランティア数についての記載はありますが、第1節地域子育て支援サービスの充実にも家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)の記載があればよいと思う。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	26	西嶋委員 (NPO法人チャリティーセンター)	<p>第7章 第4節</p> <p>2.本当に必要な人のところに、必要な情報は届いているのでしょうか？</p> <p>いろいろといい制度ができていても、それが必要な人に届いていないのでは意味がありません。SNSなどを使わない方もいらっしゃいます。</p> <p>「努めます」とあるので、HPを作るだけ、SNSで流すだけ、チラシを置くだけではなく、言葉の通り力を尽くしてほしい。</p>
②A	27		<p>第7章 第5節</p> <p>2. 具体的な取り組み</p> <p>(2)①「協働事業を推進します」とあるが、たくさんの団体がある中、どういう団体が、どういう基準で選ばれて協働事業をしているのか知りたい。</p> <p>そしてそれがどういう成果につながったのかも知りたい。私たちの団体も行政との協力が必要だと考えており、一緒にできる事を考えていきたい。</p>
②A	28		<p>第7章 第5節</p> <p>(3)子どもの居場所づくりについて</p> <p>居場所をつくっても、子ども自身が知らないのであればいざというときの居場所としても活用されないのではないかと子どもたちにはどのように周知をされているのだろうか？</p>
②A	29		<p>第9章 第2節</p> <p>② るるパーク以外の施設の記載がないのはなぜでしょうか？</p> <p>私はこどもと一緒に、または1人で毎年県内の18市町村を回っています。とても自然が豊かで、体験施設も多く、大分県は子育てするにはとても魅力的な場所だと思っています。</p> <p>が、意外と「そんな場所知らない」「行ったことがない」と言われることが多い。</p> <p>もっと行政が、県内の魅力を発信していくべきではないかと思う。</p>
②A	30		<p>第9章 第3節</p> <p>道交法改正により2024年11月1日から自転車に乗りながらスマートフォンを使う「ながら運転」と酒気帯び運転について、罰則付きで違反となります。そのほか2026年からは</p> <p>16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる青切符制度の導入も決まった。</p> <p>自転車のマナーとルールについてしっかり周知すべきである。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②A	31	岡田会長 (大分大学)	計画文言はこれでよいと思いますが、これが県や市町村の施策にどのように反映するか、具体的にどのような取組が行われるかを県民会議として注視していきたいと考えます。

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	1	首藤委員 (しげまさ子ども食堂)	第1章 第3節 男女共同参画に関する意識づくり ※男女共同参画＝ジェンダー平等 ※ジェンダーとは社会的、文化的性差のこと。 ただし、性同一性障害の方や、両性具有の第三の性別の方や、トランスジェンダーの方たちもいます。しかし、ここでは主に、男性と女性を中心に話しを進めています。(内閣府の注釈を参考)
②B	2		第2章 第2節 思春期からの健康づくり ・思春期に特化した相談できる環境づくりを考えたい。行政や学校の窓口だけでは十分ではないのでは。SNSやアプリで相談できる方法などが有効に思える。
②B	3		第2章 第4節 食育の推進 めざす姿 まずは「食べることは楽しい」と感じる事が大切なので、このことを独立させてはどうか。家族とのふれあい、、、の言葉に違和感が残る。他者とのつながりやコミュニケーションを深め、食事のマナー(作法)や礼儀が身につきます。だとわかりやすいと思った。 3.数値目標 食育に取り組む地域・こども食堂の割合も入れてはどうか。
②B	4	姫野委員 (大分県民生委員児童委員協議会)	第3章 第4項 子どもが幼い頃より運動やスポーツに親しむためには、子どものアンケートの意見にもあったように身近な環境が大きいと思われる。学校だけに限らず、スポーツができる環境を整えた、誰でも利用できる公園が、地域の身近な所に日常に存在すれば、スポーツがより親しみやすい存在となり、他者とのコミュニケーション、地域とのつながり等、心身の健全育成につながるのではないかと。
②B	5	高橋委員 (大分県小学校長会)	第3章 第2節 第2項 1 目指す姿について 「確かな学力」の捉え方ですが、学習指導要領では、3つの資質能力「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」となっておりますので、3つの力が入るとよいのではないかと思います。 また、特に、学校教育では、「生きて働く」「未知の状況にも対応できる」という部分を大事にして学校教育に取り組んでいきますので、めざす姿としてこの共通した捉えが必要ではないかと考えます。 ・第2節 第2項 2具体的な取組 ③教科担任制について 中教審では、教科担任制を小学校中学年まで広げることが示されておりますが、大分県としては、小学校高学年における教科担任制の取組に重点を置いて取り組んでいくという捉えでよろしいでしょうか。

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	6		<p>第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 第1節 児童虐待に対する取り組みの強化 2.具体的な取り組み (1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応 ①速やかに通告してもらうために、考えに考えてやっとの思いで通報してくれた人に負担のない電話等の応答を考えて欲しい。電話だけでなく、他の通報の方法ができるのであればハードルは下がるが難しいのであれば、電話対応について再度考えて欲しい。 ⑤要保護児童対策地域協議会の運営について、実践的なモデルを知りたい。 (2)児童相談体制の強化 ①人員の増加を明確に記載してはどうか。</p>
②B	7	<p>首藤委員 <small>(しげまさ子ども食堂)</small></p>	<p>第4章 第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替え養育)の充実 1.めざす姿 ・様々な事情で親や家庭と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らせるだけ安定した日常を地域で暮らせる環境を提供します。 → 一時保護施設が地域にないことで、日常を断たれることを防いでほしい。地域にショートステイできる仕組みづくりを大分県で作れないか。</p> <p>2.具体的な取り組み (1)より家庭に近い環境での養育の推進 ③親元を離れて生活するこどもが生まれ育った地域で安心して暮らせるよう各小学校校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。</p> <p>(2)児童養護施設等におけるケア携帯の小規模化、地域分散化、高機能化 ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受け入れる体制を整備します。 → 上記のめざす姿の欄で、記載した赤字部分を具体的取組の(1)③と(2)④で実施する内容だが、里親登録や児童養護施設にとどまらないショートステイのしくみづくりが必要ではないか。</p> <p>新宿区の協力家庭によるショートステイ https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomosc01_000001_00027.html 東京都のフレンドホーム制度 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/f_home.html</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	8	<p>首藤委員 (しげま子ども食堂)</p>	<p>第4章 第3節 こどもの貧困対策支援の推進</p> <p>1.めざす姿 → ここでは、こどもを取り巻く複雑に絡み合った問題をあきらめることなく行政、学校、民間、地域、専門家が連携をとり解決していくことをめざしたい。2つ目の「全てのこどもたちは、..」は第1章のこども・若者のウェルビーイングで記載しているので重なる気がする。</p> <p>2.具体的な取り組み (1)教育の支援 ①学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開 → 今の時代、学校だけでなく放課後児童クラブ、放課後デイサービス、フリースクール、子ども第3の居場所拠点、こども食堂、スポーツ少年団、習い事など、こどもを取り巻く環境はたくさんある。その中で、学校にいる時間が一番長いとも言えない状態と、学校だけで子どもの様子を見守ることは難しい。ましてや、その様々な場面で暮らす子どもたちの様子を学校が、積極的に知りたいと聞いてくることは少ない。「学校をプラットフォームに」と学校は思っていないのではないか。</p> <p>②こどもの貧困の早期発見 → 幼児期の早期発見についてのみの記載に偏っていないか。いろんな問題は成長過程において、急に起きる可能性がある。(親の失業や、家族の病気等)</p> <p>③就学支援の充実 → 高校生の中途退学した子どもたちの進学や就職を迫える数字がない。在学していた学校に相談できない、本人や家族の力だけで新しい進路にたどり着くことは難しい。</p> <p>④大学進学に対する教育機会の提供 → 高校の進路指導でも日本学生支援機構以外の奨学金情報を受け取ることは難しい。具体的にどの機関がどのように届けるのか知りたい。</p> <p>⑤こどもの学習支援 → この内容についても学校が関係機関と連携をとって支援をするということでしょうか。行政がおこなうということでしょうか。</p> <p>(4)経済的支援 ・放課後児童クラブ等の利用における、、、と今後児童育成拠点利用についても保護者負担金の減免を記載して欲しい。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	9	矢野委員 <small>(おおいた子ども支援ネット)</small>	<p>第4章 第5節 「いじめ・不登校やひきこもりへの対応」についてお伺いします。ご存じのとおり、現在のひきこもり状態の定義としては「様々な要因の結果として、社会的参加(就学・就労・家庭外での交など)を回避し、6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をさす」とされています。近年、国でもひきこもりは多く議論されるようになりました。これまであった「ひきこもっている方々を外に連れ出すためにどうするか」ではなく、「ひとりひとりの安心や安全を確保し、家族や地域全体でどのように見守り、回復していくか」ということが重視されています。ひきこもりの要因は様々ですが、ひきこもり支援の現場には、不登校からの連続した状態や精神保健的な課題を抱える方などが多く見受けられます。そこをサポートするには、多様な分野、機関、専門職等の連携が必要になります。庁内においても連携体制の強化を検討いただけるとありがたいです。</p>
②B	10	細井委員 <small>(豊後大野市教育委員会)</small>	<p>第4章 第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応 2. 具体的な取り組み (1)いじめ・不登校対策の強化・充実 全体的に被害児童への支援の印象を受けます。(そうではないとわかってはいますが…) 被害児童だけでなく加害児童に対して、指導だけでなく支援が必要なケースが多くあります。そういった視点での対策も必要になると思います。</p>
②B	11	藤田委員 <small>(大分県立芸術文化短期大学)</small>	<p>第4章 第5節 p15③「全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。」とあり、良いと思います。が、複式学級など人数が少ないような相談ケースが少ない学校と、大規模校で相談ケースが多い学校とでスクールカウンセラーの配置状況がどのようになっているのか、平等に配置するよりも必要となる場所に多く配置するなど予算の傾斜があってもいいように思います。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	12	米倉委員 (大分県公認心理師協会)	<p>第4章 第5節 具体的取り組みについて ③SC,SSWの配置、活用を図るに加えて →多様化・複雑化している児童・生徒の困りに対応できるよう、SC,SSWに対する研修を実施し、資質の向上を図る 現在の会計年度任用職員の制度において、雇用の安定、専門スキルの育成、資質向上が難しい。</p>
②B	13		<p>第4章 第5節 具体的取り組み ⑥生徒指導3原則を意識した授業づくりや「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、未然防止に取り組む。→「人間関係づくりプログラム」に限定せず、「人間関係づくりプログラム」やストレスへの対処など心理教育を実施することにより、未然防止に取り組むとしてはどうか？ 現在、学校においていじめや不登校の未然防止、自殺予防教育として全国的に様々な心理教育が実践研究されている。災害後のストレス状況に対処するため心理サポート授業、SSTやアンガーマネージメント、ストレスマネージメント、SOSを出す、SOSに気づく・つなげる教育等</p>
②B	14		<p>第5章 第1節 具体的取り組み (2)よりきめ細やかな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援①1歳6か月健診・3歳児健診等 →5歳児健診の推進も加えてはどうか 5歳児健診は、発達障がいに関するスクリーニング、発達相談となっている。福祉から教育をつなぐ場となっている。</p>
②B	15		<p>第5章 第2節までとなっているが、第3節として性別違和を抱えるこどもや親への支援について加えてはどうだろうか。性別違和を抱えるこどもの中には、いじめや不登校、精神疾患の発症、自殺の危険性の高さが報告されている。</p>

②【第5期計画の素案（各論編）について】Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
②B	16	首藤委員 (しげまさ子ども食堂)	<p>第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠、出産の希望が叶う環境づくり</p> <p>1.めざす姿 → 3つ目の・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、適切な健康習慣や妊娠や出産、自分のからだ(生殖機能)の知識を身につけた、、、、網掛けの部分の意図は、1、早い妊娠などを避ける2、適齢での出産についてだろうか。他の記述に変更を希望する。</p> <p>2.具体的な取り組み (1)次代の親の育成 ①次代の親になるための意識の醸成 ア.ふれあいや対話をとおして、家族のきずなを、、、、 → 毎月第3日曜日を「家族の日」としていることに関しては理解できる。しかし、いろんな家族の形があることを認めることが必要ではないか。「家族」と記載した時にどのようなイメージを大人がしているかは子どもにとって、説明が必要だと思う。血縁関係でなくても家族と思っている関係性はたくさんある。複雑な環境にある子どもたちをさみしい思いをさせないよう配慮が必要だと感じた。</p>
②B	17		<p>第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり</p> <p>第1節 地域子育て支援サービスに充実</p> <p>1.めざす姿 → 子育てする側からの視点のみで、めざす地域の姿が記載されていない。</p> <p>2.具体的な取り組み → 全体的に乳幼児期から小学校までの取り組みがほとんど。中高生の環境づくりが少ない。 ⑨⑩については、児童虐待対策の項で記載した住民が関われる地域でのショートステイ、トワイライト事業の推進して欲しい。</p> <p>3.数値目標 「地域に子育てや悩みについて相談できる場所や人がいるか」の追加</p>
②B	18		<p>第7章 第3節 子育て支援者の育成</p> <p>⑥保育や子育て支援分野の各事業等に、 → 児童育成拠点事業のスタッフにも放課後児童支援員研修や子育て支援員研修の受講を推進して欲しい。</p>
②B	19	藤本委員 (大分県社会福祉協議会)	<p>第7章 第5節 子育て支援のネットワークづくりの(3)こどもの居場所づくり」に「こども食堂」の記述がありますが、是非(4)地域ぐるみの交流活動の推進の項目に「こども食堂が多世代交流の場づくり」につながる趣旨の記述を追加していただきたいです。</p>

③【第5期計画の個別事業ごとの評価指標（案）について】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
③A	1	西嶋委員 (NPO法人チャリティーサンタ)	<p>①体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合が100%となっているが、いじめはなくなる。こどもの権利条約について知っている子は100%ではない。「体験的参加型人権学習」とは？</p> <p>②「地域子育て支援拠点(こどもルーム、子育て支援センター)を知っていると答えた就学前児童の親の割合」知らないと答えた人は、どこで子どもと過ごしていたのか。なぜ知らない人がいるのか知りたい。</p> <p>③ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合もっと周知すべき。これがうまくいけば地域での子育てにつながっていく。</p> <p>④子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合が低すぎだと思います。妊娠中、出産後、保健所などなにかしらできる事はあったのではないのでしょうか？なぜこんなに低いのかきちんと調べるべき。</p> <p>⑤男性の育児休業取得率について。育児介護休業法も改正されたが、なぜ低いのか？</p>
③A	2	山口委員 (おおいたパパくらぶ)	<p>・現代子育てで家庭で職場と家庭間での板挟みによる男性の鬱も10年前と比べ増加傾向ですが第2章または第9章に組み込まれる可能性はありますか？</p> <p>・第9章(2~4)に「子どもを災害から守る環境づくり」も組み込み可能でしょうか？</p>
③A	3	高橋委員 (大分県助産師会)	<p>1, 第2章 No.4~6 ハード面は大分県は大変充実してと思いますが、ソフト面での早めの対応等の環境が必要ではないかと考えます。</p> <p>素案の第6章の第1節の内容についてが個別事業の中ではどこに織り込まれるのでしょうか？</p>
③A	4	祖父江委員 (地域子育て支援拠点よいこのへや)	<p>No.57 第5章 第1節3.数値目標 2.の具体的な取組はたくさん記載されているが、数値目標は”知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率”のみ。数値目標の設定は他に必要ないか検討する余地はあると思われます。</p> <p>No.65 第7章 第1節3.数値目標 利用対象は小学校卒業までの子なので、”就学前児童”の割合に限らなくてもよいのではないか？</p>

③【第5期計画の個別事業ごとの評価指標（案）について】 Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
③B	1	<p>藤田委員 (大分県立芸術文化短期大学)</p>	<p>P2第2章(4)食育の促進 20:中学校での月1回以上の食育というのは、どのような状況で行われるのか、可能なのか少し疑問に思いました。</p> <p>P3第4章(6)いじめ・不登校や引きこもりへの対応 52:学校内外の機関による専門的な相談指導を受けた不登校児の割合(中学校)67.2→85.2に大幅に目標が増加しています。良いと思いますが、難しいことなのかとも思っています。なぜ専門的な指導を受けていないのかの状況の分析ができていて、それが解消できそうなのか見込みがあるならばこの数値でよいと思います。もしくは、もう少し目標値を下げてもいいのかもと思います。</p>
③B	2	<p>米倉委員 (大分県公認心理師協会)</p>	<p>第9章(4)SNS関連のトラブルなど予防につながる指標を加える形でNO92として反映して頂きました。情報モラルや情報セキュリティに関する児童生徒および保護者向けの講演会(研修会)を開催した学校の割合などは難しいでしょうか？</p>
③B	3	<p>藤本委員 (大分県社会福祉協議会)</p>	<p>特に意見はありません。92の評価指標で進捗管理をお願いします。</p>

④【その他】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
④A	1	<p style="text-align: center;">西嶋委員 (NPO法人チャリティーセンター)</p>	<p>①こどもの生活実態調査をはじめ、こどもへの調査について。こどもといっても、貧困家庭、虐待を受けている人、裕福な家に生まれた人、外国人、性的少数者など、色々な人がいる。誰ひとり取り残さないためには、多様なバックグラウンドをもったこどもから意見を聞くこと、そしてそれらを考慮した質問であるべきだと思う。</p> <p>②「充実させる」「取り組みを推進させる」とあるが、具体的ではなく表現があいまいな気がする。</p> <p>③「こどもまんなかプラン」とあったが、いろいろな制度を整えるとともに、一番大切なのはこども。「こども権利条約」など、こどもが知るべき情報の周知や学習についてどのように考えているのか？ほんとうに「こどもまんなか」になっているのか。</p> <p>④お忙しいのは分かるのですが、会議前に送る資料が多すぎます。全部に目を通し、理解し、調べ、かなり時間がかかります。とても大事なものです。しっかり考える時間が必要。 簡単にまとめられるものではありません。</p> <p>⑤会議について。 そもそも人数が多すぎるのと、「こども」に関わることといっても、専門分野？が違うため、それを一緒に、あの時間で話をするのは難しいと思います。また、例えばヤングケアラー、医療的ケア児、外国人の親子に関わる人などなど、、、いらっしやらない分野については、意見もほとんど出ず、そしてプランにも反映されません。 でも、どれもとても大事なものです。委員の選定はどのような基準でされているのでしょうか？ 知事もいらっしやる会議です。県としても「きちんと考えたい」と思って会議をされてきたのだと思いますが、毎回まとまらない。とくに私が参加した初回は自己紹介で終わってしまい、なにも話ができませんでした。それで、謝金をいただくのはとても申し訳ない気持ちです。年に2回の会議で話し合っ決めてられるような問題なのではないでしょうか？ 特に貧困や虐待は、命につながります。改善できるところはしっかり改善していきたい、私も勉強不足の点もありますし、意見を交わして考えていきたいと思っていましたが、そんな感じもしない。今後の会議のあり方についてもしっかり考えていただきたいです。</p> <p>⑥私は自分のしている活動というよりは、県外での子育てもしてきましたし、ここまで大分で子育てをしてきて思ったことで疑問に思ったことなどを意見として言わせていただいております。 的外れな部分もあるかと思いますが、大分県は住みやすくとても好きな町なので、もっと良くなれば！という思いで発言もさせていただきます。</p> <p>今回の会議で2年の任期は終わり？になるのかなと思いますが、正直、不完全燃焼です。 関わった以上、よかった！と県民の皆さんに思ってもらえるようにしたいと思っています。 継続しての委員は難しいのでしょうか？または、募集のタイミングで、再度、公募で応募をしてもよいのでしょうか？</p>

④【その他】 Aグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
④A	2	高橋委員 (大分県助産師会)	1, プレコンセプションケアからの、妊娠から出産、育児までの切れ目ない支援を継続的できるシステムが欲しいです。施設分娩が主流となり、施設ではなかなか相談事ができないという声の聴かれます。ゆっくり寄り添える環境作りを支援してほしいと思います。 2, 子どものアンケートはとりましたが、現在の子育てしている親へのアンケートもとっていただきたいです。そこに意識の違いがみえてくるのではないのでしょうか？ また、これからの時代待っててもくる時代ではないとおもいますので、こちらか出向く方向で考えて目標達成に進んでいく必要があると感じています。
④A	3	岡田会長 (大分大学)	県民会議での意見聴取と合わせ、多くのパブコメが寄せられるように取組んでいただきたい。
④A	4	本室委員 (大分のまま生まれ！)	是非、多胎ピアサポート事業の継続をお願いいたします。 第6章第1節2(4)にもあるように、県で不妊に悩む人への支援を後押しされるのであれば、多胎児は今後も増えていく可能性がございます。 多胎支援事業は、ここ大分県で年間約60組しか生まれない多胎児だけでなく、さらにマイノリティの子どもや子育て家庭への支援に繋がる事業だと考え、当事者や専門家、行政の担当者様と一緒に取り組んでおります。 「子育て満足度ナンバーワン」を目指す大分県として、3年で事業を終了されるのではなく、他県のようにもう少し長期的にご支援いただけることを望みます。どうぞよろしくお願いいたします。
④A	5	神田委員 (大分県保育連合会)	当法人の事ですが、すみれ館(児童クラブ・子育て支援拠点事業)と地域のコミュニティーセンター(市立)を隣接で建築しています。この場所は地域住民の力が子育て支援に繋がる場所になると思っています。また、このエリアができる事で第7章「地域ぐるみで子どもを育む環境づくり」の実現に繋がると考えています。
④A	6	祖父江委員 (地域子育て支援拠点よいこのへや)	【資料3 素案について】 全体的に、“めざす姿”の表記が気になります。意見に全て書き尽くせませんでした。読んでいて、章・節ごとに、また、節の中の文章においても、主語主体は誰なのか統一感がなかったり、一文の中に盛り込みたいポイントが多いあまり、伝えたい内容がぼやけてしまう印象を受けました。再度文章表記を熟考する必要があるように感じます。

④【その他】 Bグループ

区分	No.	委員名	ご意見等
④B	1	藤田委員 <small>(大分県立芸術文化短期大学)</small>	<p>・若者の就労支援に関して、企業側の新人の研修や、従業員や上司に対するパワハラやアルハラ研修などが中小企業でも実施されているかどうかについても検証があるといいと思います。</p> <p>・調査でエアコンの件が出てきます。第5期計画の中には、熱中症対策という内容はあまり出てきていません。エアコン等の光熱費の補助増額など保育園、幼稚園、学校や育成クラブや部活等でも確認が必要かと思えます。</p>
④B	2	藤本委員 <small>(大分県社会福祉協議会)</small>	<p>「大分子どもまんなかプラン」のネーミングはいいと思います。委員の意見をプランに反映していただきありがとうございました。プランの各章・節ごとの「めざす姿」が5年後にどのようになっているか(アウトカム)が楽しみです、どう評価するかが難しいです。</p>
④B	3	首藤委員 <small>(しげまさ子ども食堂)</small>	<p>・子どもたちが外で遊ぶことに対してもっと取り組みがある必要があると思う。中津のありんこくらぶや、フリースクールのみんなの学校のようにプレイパーク的な取り組みが大分県内には少ないと感じる。</p> <p>・先日、9/27(土)に「社会的養援地域支援ネットワーク」設立記念フォーラムに参加。近年の家族構成やコミュニティの変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められていると感じる。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る必要があり、これを大分県でも進めていけるよう期待している。</p>